衆議院議長細田博之殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸田文雄殿

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、公務員人事管理について別紙第1のとおり報告し、一般職の職員の勤務時間について別紙第2のとおり勧告するとともに、一般職の職員の給与について別紙第3のとおり報告し、別紙第4のとおり勧告する。

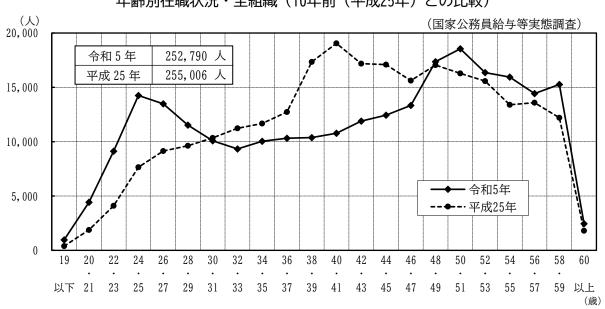
別紙第1	公務員人事管理に関する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 公	、務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組・・・ (	ŝ
(1)	民間と公務の知の融合の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŝ
(2)	採用試験の実施方法の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)	今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組・・・・・・・・	9
2 職	战員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策 · · · · · · · · 1	3
(1)	職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進・・・・・・1	3
(2)	個々の力を組織の力へつなげる取組・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
3 多	5様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる	Z
環境	き整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ]	8
(1)	多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組・・・・・・1	8
(2)	職員のWell-beingの土台づくりに資する取組・・・・・・・・・・2	8
別紙第2	2 職員の勤務時間の改定に関する勧告・・・・・・・・・・・・・・・3	7
別紙第3	3 職員の給与に関する報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 3	9
第1	給与勧告制度の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・3	9
第2	公務と民間の給与の状況と本年の給与改定等・・・・・・・・・・・・4	.(
1	本年の給与改定を取り巻く諸情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・4	.(
2	本年の国家公務員給与と民間給与の実態・・・・・・・・・・・・・・・・4	2
3	本年の国家公務員給与と民間給与との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・4	5
4	本年の給与の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	-6

5	在宅勤務等手当の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
6	非常勤職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第3	給与勧告実施の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
別紙第4	4 職員の給与の改定に関する勧告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55

# 公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中で、行政には、国民の利益を守り、世 界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く重要な役割を担うこ とが求められている。これを実現するためには、行政の経営管理力、更には国 家を運営する力を高め、行政を担う公務組織の各層において有為な人材を誘致 し、育成することが不可欠となる。

国家的課題とも言える公務人材の確保は、今、危機的な状況に直面している。 国家公務員採用試験の申込者数が減少傾向にある一方で、若年層職員の離職者 数は増加傾向にある。公務の人員体制については年齢別人員構成に偏りがあり、 現在、実務の中核を担うことが期待される30歳台から40歳台半ばまでの職員の 数が、10年前と比較して大きく減少している。



年齢別在職状況・全組織(10年前(平成25年)との比較)

公務組織の人材確保の極めて厳しい状況や人員が限られる中での職員の年齢 分布の偏りは、組織パフォーマンスの発揮に影響を与えており、早急に対応し なければ、公務組織の持続可能性に対する懸念が増大するおそれがある。

本院が本年6月に公表した令和4年度の公務員白書で示した民間企業従業員と国家公務員の意識比較アンケートによれば、民間・公務ともに、若年層ほど上司や人事担当者に対して一人一人のキャリア志向や業務上の成果への注目・配慮を求める傾向が見られる。若年層を中心とする自身のキャリア形成に対する高い関心や、職員一人一人の状況を踏まえたきめ細かな人事上の対応へのニーズの高まりは、本院がこれまで実施した職員意識調査の結果や各府省の人事担当部局からの意見にも表れている。

しかしながら、上記の意識比較アンケートによれば、国家公務員は人材確保 上競合するような民間企業従業員に比べて、自らに対する人事評価や人員配置 について肯定的に捉える割合が低く、マネジメントへの納得感が低い傾向が見 られており、若年層職員の意識を踏まえたマネジメントの改善は喫緊の課題で ある。

近年、我が国では「人生100年時代」とも言われる中で、家族の在り方や人々のライフスタイルが一層多様化してきている。公務内外の有為な人材にとって魅力ある公務職場の在り方を考えるときに、働き方や働くことに対する価値観もライフスタイルの状況を反映して多様化してきていることにも目を向ける必要がある。

ライフスタイルや働き方が多様化している状況において、個々の職員の違い を認め、多様な人材をいかし、その能力を最大限に発揮できるようにすること が、イノベーションを生み出し、価値創造につながる。公務におけるダイバーシティ・マネジメントの推進も急務である。例えば、女性職員の登用については、係長級、課長補佐級といった各役職段階における女性割合を見ると、いずれの役職段階においても着実に増加しているものの、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」に定める成果目標を下回っている。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関しては、これまでも、偏見に基づく言動について、ハラスメントであることを制度上明確にし、各府省に周知・啓発してきたが、本年6月に公布・施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)の趣旨等を踏まえながら、公務職場においても、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組んでいくことが求められている。

このように、公務における人材マネジメントに係る課題が山積している状況であるが、課題解決の鍵は、異なるバックグラウンド、キャリア意識及び人生設計を持つ職員一人一人が高い意欲とやりがいを持って躍動でき、Well-beingが実現される環境を整備することにある。個々の職員の成長・活躍を強力に支援し、業務遂行において、その能力を組織として結集することによって、公務組織全体の一層のパフォーマンス向上が期待される。そして、働く場としての公務組織の魅力が高まり、更なる有為な人材をひきつける好循環の実現を確実なものとすることにつながる。

本院は、これまで実施してきた各施策を不断に検証するとともに、以下に述べる具体的な課題に対して、人事行政における種々の施策を連係させ、重層的に措置を講じ、施策のシナジーを創り出していく。

## (公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組)

現下の公務組織における職員の年齢階層別の在職状況の偏りや行政課題の複雑・高度化の状況を踏まえれば、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致することが不可欠である。これを実現するためには採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要がある。

#### (職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策)

職員が持つ自身のキャリア形成に対する意識を各人の成長意欲や仕事に対するモチベーションにつなげ、さらに組織全体の活力やパフォーマンス向上の原動力にしていくことが必要である。

その実現のためには、まず、職員一人一人が目指すキャリアの明確化が重要であり、部下職員のキャリア形成・成長を支援する幹部職員・管理職員のマネジメント力の向上が不可欠である。さらには職員の自主性を尊重した学びやスキルアップの機会を設けることなども重要となる。また、時代のすう勢に鑑みれば、民間の知見の習得など、職員の成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方についても検討していくことが必要である。さらに、公務組織の活力を維持・向上させる観点からは、個々の職員の意欲と能力を十分に引き出すため、能力・実績に基づく登用やメリハリのある給与処遇等を推進していくことも重要である。

(多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境 整備)

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している状況に鑑みれば、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備を推進することは、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては働く場としての公務職場の魅力の向上にも資する。こうした観点から、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減や、職員の健康増進、ハラスメントのない職場の実現に向けた取組を進め、Wellbeingの土台となる職場環境を整備していくことは急務である。

職員一人一人により着目した人材マネジメントの重要性が高まる一方で、公務組織の人員が限られる中では、人材に関する種々の情報がシステマティックに活用できない状況、すなわち従前のアナログによる対応には自ずと限界があり、データやデジタルを効果的に活用することが不可欠である。本院は、民間におけるデータ・デジタルの人材マネジメントへの活用の実態を把握・分析するとともに、各府省における人事管理の現状や特性、データ・デジタルの活用目的の特定や情報取扱ルールの在り方を始めとする論点について十分に留意しつつ、データ・デジタルの活用の在り方について、内閣人事局、デジタル庁や各府省とも緊密に連携しながら検討を深めていく。

本院は、前述した現下の公務員人事管理における重要な課題に迅速に対処すべく、次の1~3に述べる具体的な取組を進めていく。

## (新時代の公務員人事管理の在り方の検討)

現下の公務員人事管理の課題について早急に対処し、国家公務員制度を時代環境に即したものにアップデートする必要がある一方、公務を取り巻く環境が大きく変化し続け、不確実性を増していく時代にあっては、これまでの延長線上にある考え方では公務員人事管理の課題に対する解を見いだすことは困難である。また、デジタル化が進展し、人材戦略の重要性が増大する新たな時代を見据えて、公務の在るべき姿、求められる人材像、国家公務員に求められる行動規範、その他現代化のための論点を明らかにするとともに、優秀な人材を公務に誘致する上で不可欠である人材マネジメントのグランドデザインを構築することが急務となっている。

本院は、公務員人事管理の在り方について聖域を設けることなく骨太かつ課題横断的な議論を行うため、各界有識者による会議を設置し、令和6年秋を目途に最終提言を得る。その議論・提言を踏まえながら、公務員人事管理について抜本的なアップグレードを実行していく。

#### 1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

#### (1) 民間と公務の知の融合の推進

現下の公務組織における職員の年齢階層別の在職状況の偏りや行政課題の複雑・高度化に対応するため、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠である。このため、以下のア〜ウに述べる取組を行う。

#### ア 実務の中核を担う人材の積極的誘致

本院では、民間人材等を係長級以上の官職へ採用するための経験者採

用試験を平成24年度から実施してきている。近年、各府省において実務の中核を担う係長級の層の職員が少なくなってきている上に、その候補となる若年層職員の離職者数も増加傾向にあることから、係長級の官職への民間人材等の採用を促進する必要性が増している。

こうした状況を踏まえ、各府省のニーズを把握しつつ、幅広い府省に おいて、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採 用する試験を新たに創設するなど、経験者採用試験の間口の拡大に向け た検討を進めていく。

また、係長級に限らず広く民間人材等を公務に誘致するため、民間就職支援会社が開催する合同説明会の場を一層活用するとともに、内閣人事局と連携して民間人材等の採用やその後の公務組織での勤務状況に関する実態を把握し、好事例の紹介など周知活動を強化していく。あわせて、各府省の選考採用に関し、本院が行う情報発信を強化していく。

### イ 官民人事交流の促進のための発信強化

本院では、各府省において必要な様々な専門分野の民間人材等の柔軟かつ迅速な採用を可能とするため、任期付職員の採用手続の円滑化、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく官民人事交流の交流基準の見直し及び審査事務の合理化等に取り組んできた。これら施策の効果を検証し、任期付職員の採用・官民人事交流の更なる推進に向けて、各府省と議論を進める。

任期付職員の採用及び民間から国への交流採用については近年増加を 続けている一方で、国から民間への交流派遣については低水準の状況が 続いている。各府省においても、職員が民間企業等での実務を経験する ことにより視野を広げ、交流派遣からの復帰後に公務でその経験をいか すことは有意義と考えられることから、年齢を問わず積極的に交流派遣 を行っていくことが重要である。本院としても、各府省に対し交流派遣 の重要性を発信するなどの働きかけを行っていく。

官民人事交流を更に促進する観点から、本年中に官民の人事交流を経験した者及び人事担当者等から意見を聴取するとともに、アンケート調査を行う。この取組を通じて、官民人事交流を経験した者の成長、交流者を受け入れる職場や復帰後の職場にもたらされる好影響等、官民人事交流を通じて得られる効果や魅力等を具体的に把握し、積極的に官民双方に向けた情報発信を強化していくことにより、民間企業等との人事交流の更なる促進に取り組んでいく。

## ウ 公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

上記の取組により、民間人材等の採用が今後ますます増加していくこととなる。本院は、これらの採用者が各府省の職場や業務の遂行などに早期に適応し、その能力や知見を存分に発揮できるようにするため、オンボーディングのための研修を拡充して実施するとともに、各府省において円滑な人材受入れが可能となる環境が整えられるよう、好事例の共有を始めとする必要な取組を実施していく。

## (2) 採用試験の実施方法の見直し

国家公務員の志望者の減少が続く中、本院は、昨年度から採用試験の改革に取り組んできている。現在の採用試験は全て対面で実施しているが、 社会全体としてデジタルの活用が進んでいる中で、本院としても、受験し やすい試験実施方法を実現するという観点から、オンライン方式を活用した採用試験について、実施に向けた課題等を整理しつつ検討を行う。

## (3) 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

## ア 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

公務を取り巻く環境が大きく変化し、不確実性を増していく時代を見据え、将来にわたって行政運営を支えていく有為な人材を継続的に確保していくためには、今後の公務に求められる人材像等を踏まえ、現行の公務における人材確保のための取組が新たな時代に合ったものかどうかを検証することが不可欠である。

このような検証を行うに当たっては、まず現行の採用試験を基本とする採用手法や公務における人材確保の状況等を俯瞰した上で、前記の公務員人事管理の在り方に関する各界有識者による会議の議論も踏まえつつ、人材獲得競争で競合する民間企業等の採用手法や若年層を中心とした採用される側の人材の就労観、採用する側の各府省のニーズ等も鑑みることが重要である。

そのため、優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等を獲得するため に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識 者を交えた意見交換スキームを創設する。

## イ 人材確保を支える処遇の実現1

人材確保に当たっては、処遇面での取組も一体として行っていくことが不可欠である。具体的には、潜在的志望者層が公務員給与に対して抱く従来のイメージを変えていく必要がある。このため、新卒採用と拡大

する民間人材等の採用の双方を念頭に、以下のとおり採用時の給与水準 を改善するとともにその後の役割や活躍に応じた給与上昇を大きくし、 給与面での競争力を高める。

#### (7) 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

## (初任給等)

初任給水準については、大卒・高卒とも全国平均で民間水準を下回るが、特に地域手当が支給されない地域などにおいて民間水準を大きく下回る。また、総合職試験(大卒)と一般職試験(大卒)に係る初任給の差が縮小してきている状況にある。これらを踏まえ、初任給や係員級の俸給額を引き上げ、地方機関への配属も多い一般職試験(大卒・高卒)に係る初任給について民間並みの水準を確保するとともに、総合職試験に係る初任給については一般職試験との一定の額の差を確保する。

#### (採用後の給与上昇)

近年、初任給や係員級に重点を置いて給与引上げを行ってきたが、 若手・中堅の優秀者の給与の伸びは20歳台後半から30歳台にかけて鈍

本院は、昨年の職員の給与に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に取り組み、令和6年に必要な措置を講ずる方針を表明した。本年2月から6月にかけて行った今後の公務員給与の在り方に関する学識経験者や民間企業の人事担当役員との意見交換から得られた示唆(後掲「参考」のとおり)や、本報告の冒頭で述べた方向性を踏まえ、給与についても、①多様性ある人材の公務への誘致とその能力発揮・活躍の促進、②チームや組織全体での体制の円滑な機能、③国民の理解や信頼の観点を調和させつつ、様々な立場の職員にとってより納得感のあるものとなるよう、分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系を志向し、より職務や個人の能力・実績に応じたものにシフトすると同時に、行政サービスの提供体制の維持や人材確保上の要請、人事当局の事務負担にも配慮していく必要がある。

このような方向性を念頭に置きつつ、令和6年に向けて、多様で有為な人材の確保を始めとする現下の人事管理上の重点課題に対応するため、本報告で述べる事項を骨格とする措置を講じられるよう、関係者と意見交換を行いつつ、一体的に検討作業を進める。

る傾向がある。また、令和2年度の公務員白書でも報告した公務職場 に関する意識調査によれば、これらの年齢層の職員の給与の満足度が 低い実態がある。

こうした状況を踏まえ、係長級から本府省課長補佐級<sup>2</sup>について、 それぞれの俸給額の最低水準を引き上げることにより、若手・中堅の 優秀者層の給与水準を引き上げる。あわせて、勤勉手当については、 勤務成績に応じて支給される仕組みとなっているが、現行では最優秀 者の水準が最大でも平均支給月数の2倍であることから、特に高い業 績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、特に優 秀と評価される職員に対する勤勉手当の成績率の上限を引き上げる。

## (イ) 民間人材等の処遇

## (採用時給与)

若手・中堅の優秀者については20歳台後半から30歳台にかけて給与の伸びが鈍る傾向があり、これが民間人材等の採用時の給与水準にも影響している。前記のとおり、係長級から本府省課長補佐級の俸給額の最低水準を引き上げることにより、民間人材等の採用時給与のベースを引き上げる。

#### (高度専門人材のボーナス)

高度専門人材の確保に当たっては、特定任期付職員の俸給額は最高で事務次官並みの水準に決定できるが、こうした人材の民間における給与水準を踏まえると、更に競争力のある年収水準が必要との指摘が

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 一般の行政職員に適用される行政職俸給表(一)では3~7級。以下「係長級から本府省課 長補佐級」については同様。

ある。このため、特定任期付職員のボーナス<sup>3</sup>を拡充し、勤務成績の 反映により年収水準の引上げを可能とする。

## (通勤手当(新幹線通勤)及び単身赴任手当)

新幹線通勤に係る通勤手当や単身赴任手当は「異動」により新幹線 通勤や単身赴任となった場合を対象としているが、民間人材等の場合、 採用時から新幹線通勤や単身赴任となる事例もあり、人材確保の観点 から対応が必要となっている。このため、これらの手当の適用範囲を 「採用」の場合にも拡大し、より人材確保に資する制度に見直す。

なお、令和6年以降も見据え、公務員の給与水準の在り方について、 職務の内容や責任等に着目するなどよりきめ細かい形で民間の状況を参 照しつつ、分析・研究を進めていく。

## ウ 非常勤職員制度の運用の在り方の検討

本院は、これまで非常勤職員制度について適切な運用がなされるよう、 各府省に対し制度の周知徹底や指導・助言などに取り組んできている。

近年、有効求人倍率が上昇し官民を問わず人材獲得競争がし烈になる中、非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見が一部府省から寄せられている。本院は、各府省が引き続き行政サービスの提供を支える有為な人材を安定的に確保することができるような環境を整備することが重要と考えており、各府省の実態等を把握しつつ、非常勤職員制度の適切な運用の在り方等について検討を行っていく。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 現在は期末手当のみで勤勉手当は支給されず、特に顕著な業績を挙げた場合は俸給 1 か月分の特定任期付職員業績手当の支給が可能な仕組み。

#### 2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

### (1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

若手職員を中心に自身のキャリアに関して主体的・積極的な意識が強くなっている状況においては、これまでの組織主導の人材育成の強化だけではなく、職員個人の主体的な成長を促進するための取組が極めて重要になっている。本院は、職員が自身のキャリアを主体的に考えられるようにするため、まずは、20歳台及び30歳台の若手職員を対象として実施しているキャリア支援研修を更に拡充するとともに、これらの職員のキャリア意識に直接向き合うこととなるマネジメント層のキャリア支援力の向上に資する取組も充実させることにより、職員の主体的なキャリア形成を支援していく。

また、行政を取り巻く環境や行政ニーズが激しく変化していく中で、個々の職員の成長を促進するためには、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行っていくことができる環境を作っていく必要もある。本院は、まずはその環境づくりの一環として、内閣人事局や各府省と協力しながら、職員が学びに利用できる研修や研修教材、関連制度などを整理・一覧化することにより、その積極的な活用を促進する取組を行っていく。加えて、職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向けた取組について、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施していく。

さらに、近年、民間企業において導入が進んでいる兼業には、本業と異なる経験をすることで労働者が主体的にキャリアを形成することができる

ことや、自身の活躍の幅を広げ、自己実現を追求できること等のメリットがあるとされている。兼業による経験は本業へ好影響を及ぼすともされている。本院は自営兼業制度を所管しているが、これらのメリットは公務においても期待できると考えられるため、職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討していく。

#### (2) 個々の力を組織の力へつなげる取組

#### ア 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

組織がパフォーマンスを最大限に発揮するためには、職員の主体的な成長や活躍を支援することと併せて、職員個人の成長を組織としての課題解決能力の向上につなげていくためのきめ細かい人事管理がますます重要になる。

具体的には、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用・給与等へ適切に反映することを通じて、高い能力・実績のある人材の登用やメリハリのある給与処遇が行われることが肝要である。後述のとおり、給与制度においても組織パフォーマンスを向上させるために役割や活躍に応じた処遇を一層推進することとしている。また、こうした取組の前提として、公正な人事評価を実施し、期首面談での業績評価の目標等の認識の共有や期末面談での評価結果のフィードバックを通じてきめ細かな指導・助言を行うなど、職員の納得感を向上させることが不可欠である。本院としては、引き続き制度内容の周知等、必要な指導・支援を行っていく。

さらに、令和4年度の公務員白書でも述べたように、各府省の人事当局において、職員ごとの人事評価の結果や評価の根拠、職員自身のキャリア目標や学びの状況等について、デジタルを活用して一元的に管理把握し、計画的な育成や機動的な人事配置、多様な勤務機会の付与等に結び付けていくことが重要である。本院としても、デジタルの活用目的の特定や情報取扱ルールの在り方等、その実現のために整理すべき論点について、内閣人事局、デジタル庁や各府省とも緊密に連携しながら検討を深めていく。このような取組により職員一人一人が意欲とやりがいを持って躍動できるようにすることは、個々の職員のWell-beingの実現にもつながるものである。

## イ 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

職員の仕事に対するモチベーションを高め、組織パフォーマンスを向上させるためには、職務上の役割の重さ、個人の能力・実績、勤務実態等をより給与に反映し、組織への貢献にふさわしい処遇を確保することが必要である。さらに、全国各地で行政サービスを提供する体制を維持するためにも、勤務地を異にする異動を伴う職員の人事配置の円滑化に資するよう給与上も取り組むことが求められる。

#### (ア) 役割や活躍に応じた処遇

(若手・中堅優秀者の給与) <再掲>

若手・中堅の優秀者について、20歳台後半から30歳台にかけて給与の伸びが鈍る傾向があることから、より活躍に応じた処遇とするため、係長級から本府省課長補佐級の俸給額の最低水準を引き上げる。

#### (管理職員の給与:俸給制度)

職員の俸給は、職務と責任に応じて「級」が決まり、上下の隣接する級間で重なりのある俸給額の幅の中で、毎年の勤務成績に基づき昇給する仕組みとなっている。このうち、管理職員に適用される級においては、職責の違いをより重視した水準設定としている。また、昇給については、勤務成績が標準の場合の昇給額を抑制する一方、勤務成績が特に良好であり昇給額が大きく上昇する職員の割合を多くするなどメリハリを付けた制度としている。しかしながら、毎年の漸進的な給与上昇を前提とする点で昇給制度の基本は非管理職員層に類似している。管理職員の果たす役割の重さに鑑み、本府省課室長級4については、各級の俸給額の最低水準を引き上げ、隣接する級間での俸給額の重なりを基本的に解消する。あわせて、各級の中の俸給額の刻みを大くくり化し、勤務成績が優秀な場合のみ昇給する制度とする。これらにより、本府省課室長級については、上位の役職に就くなど職責が上がることにより給与が上昇することを基本とし、優秀者は水準が大きく上がる仕組みとする。

#### (管理職員の給与:管理職員特別勤務手当)

俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)が支給される管理職員に は超過勤務手当は支給されないが、地方の管理職員を含め、職員によっては緊急対応等で深夜に及ぶ超過勤務を相当程度行う実態もある。 このため、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について、支給対象 時間帯(現行は午前0時から5時まで)の拡大や支給要件の明確化を 行い、深夜に及ぶ超過勤務を行っている管理職員に勤務実態に応じた

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 一般の行政職員に適用される行政職俸給表(一)では8~10級。

処遇を確保する。

## (ボーナス) <再掲>

特に優秀と評価される職員に対する勤勉手当の成績率の上限を引き 上げ、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇を可能に する。

#### (イ) 円滑な配置等への対応

#### (地域手当)

地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見を始め、様々な指摘がある。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大くくりな調整方法に見直すことにより、地域をまたぐ人事異動時の影響の緩和や給与事務負担の軽減を図る。

## (通勤手当(新幹線通勤))

異動に当たって職員の新幹線通勤のニーズが高まっていることから、 民間企業における状況を踏まえて新幹線通勤に係る通勤手当額を見直 し、広域的な異動の円滑化を図る。

## (定年前再任用短時間勤務職員等の給与)

従前の再任用職員については、近年、公務上の必要性により転居を伴う異動を余儀なくされるなど、制度創設当時は想定されていなかった人事運用が生じてきていた。現在、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員に支給される手当は職務関連手当等に限定されているが、人事運用の変化を踏まえて手当の支給範囲を拡大し、多様な人事配置での活躍を支援する。

#### (その他)

以上のほか、広域的な異動の円滑化のための措置について更に検討 を行う。

令和6年以降も見据え、65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳 超の各職員層の給与水準(給与カーブ)の在り方については、本年度か ら段階的に定年が引き上げられる中での公務における人事管理の在り方 の変化や、民間における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を 注視しつつ、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管 理に係る他の制度と一体で引き続き検討を行っていく。

- 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備
  - (1) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

前述のとおり、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方の推進を始めとする取組が求められている。本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、国家公務員について、時間や場所にとらわれない働き方の充実等により働き方改革を一層推進することとされている。本院は、以下のとおり、柔軟な働き方を推進するとともに、仕事と生活の両立支援、職員の選択を後押しする給与制度上の措置を進める。

## ア 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

本院では、昨年1月から本年3月にかけて、学識経験者により構成する「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催した。研究会では、今後の国家公務員の目指すべき働き方、より柔軟なフレックスタイム制等による働き方、テレワーク、勤務間インターバルの在り方といった検討事項について議論が行われ、本年3月に、最終報告が取りまとめられた。

この最終報告の提言の内容を基本として、関係各方面と調整をしつつ、次の措置の実現を図る。

## (ア) フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものである。

フレックスタイム制については、研究会の中間報告(令和4年7月) の内容を踏まえ、本年4月より、コアタイム及び1日の最短勤務時間 数等の基本的な枠組みの柔軟化を行い、各省各庁の長は、週1日を限 度に、これらを免除する日を設定することもできることとしている。

この柔軟化の効果が十分に発揮され、個々の職員の健康確保や希望 ・事情に応じた働き方がより一層可能となるよう、以下の見直しを図 る。

① 現行においては、フレックスタイム制が適用される職員のうち、 子の養育又は配偶者等の介護をする職員等(以下「育児介護等職員」 という。)に限り、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度 に勤務時間を割り振らない日を設定することができることとされている。この措置の対象を育児介護等職員以外の職員(以下「一般の職員」という。)にも拡大する。

- ② 勤務時間の割振りは、適切な執務体制の確保の観点から、遅くとも勤務開始前に行う必要があるが、臨時・緊急の業務の状況の変化等により、職員が当日の勤務時間の変更を申告した場合で、当該変更を行っても公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務開始後であっても、将来に向かっての勤務時間の割振りの変更を可能とする。
- ③ 非常勤職員である期間業務職員についても、業務の性質等に応じ、 各省各庁の長の判断により、職員の希望を踏まえ、常勤職員のフレ ックスタイム制と同様の勤務時間を定めることを可能とする。

これらの見直しは、各府省における勤務時間管理システムの改修等が必要となることを考慮し、令和7年4月から実施することが適切である。

これらの実現に向けて、イの説明のとおり、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(以下「勤務時間法」という。)の改正の勧告を行うとともに、勤務時間法の改正を踏まえ、人事院規則の改正等を行う。

制度の柔軟化を職員の柔軟な働き方につなげるためには、各府省に おいて、職員に対する周知・啓発や、手続の簡素化等を通じた事務負 担の軽減、利用しやすい雰囲気の醸成などによる環境整備を行うこと が不可欠である。また、職員がフレックスタイム制を利用する場合においても、各職場において行政サービスを提供するための執務体制の確保がなされていることは当然の前提であり、職員が申告したとおりの割振りを行うと公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、人事当局は当該申告と異なる割振りをすべきであることも、各職場まで周知される必要がある。さらに、個々の職員を尊重した働き方を各職場で実現するためには、人事当局や管理職員のみではなく、職員自身が、適切な公務運営の確保と各職員の柔軟な働き方を両立できる職場形成に積極的に参加していく必要がある。

本院は、こうしたフレックスタイム制の運用上のポイント等を内閣 人事局と連携して整理し各府省に提供するなどして、各府省における 円滑な実施を支援していく。

## (イ) 勤務間のインターバルの確保

勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、公務職場の魅力向上のほか、公務能率の一層の向上につながることも期待される。

また、民間労働法制では勤務間インターバルを確保した労働時間の 設定が法律上事業主の努力義務とされており、令和3年7月に閣議決 定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」においては、 勤務間インターバル制度の導入に関する数値目標が設定され、公務員 についても、目標の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進することとされ ている。 これらを踏まえると、国家公務員についても、勤務間のインターバル確保の取組を早期に推進していく必要があり、そのためには、各省各庁の長の勤務間のインターバル確保に努める責務を法令上明確にすることが適当と考えられる。このため、人事院規則に新たな努力義務の規定を設け、令和6年4月の施行を目指す。

公務における勤務間のインターバル確保については、まずは、業務体制の見直しや、現行制度(フレックスタイム制・早出遅出勤務等)の積極的な活用、業務合理化等による超過勤務の縮減等により実現に向け取り組んでいくことが可能である。あわせて、適切な行政サービスの提供に支障が生じないようにもする必要がある。

本院は、今後、勤務間のインターバル確保に資するこれらの取組を 推進するとともに、確保状況の実態や課題を把握するための各府省へ のヒアリングや必要な調査等を実施する。その後、それらの結果も踏 まえて課題の分析等を行い、当該課題の解消に向けた取組を試行する などして、各職場で勤務間のインターバル確保が図られるよう検討を 行っていく。

## (ウ) 夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し

夏季休暇について、休暇の使用可能期間である7月から9月までの期間が業務上繁忙期に当たり、当該期間内に休暇を使用することが困難な状況が一部の職員に生じている。こうした職員も夏季休暇を使用できるよう、業務の都合により当該期間内に休暇を使用することが困難な職員について、当該期間を前後各1月の期間拡大し、休暇を使用することを可能とする。

また、年次休暇について、いわゆる交替制等勤務職員は、特別の形態による勤務時間の割振りがなされていることやフレックスタイム制が適用できないことなどから、現行の日単位及び時間単位のみの使用では、実質使用できる時間数について、他の職員よりも不利になる状況が生じている。こうした状況を踏まえ、交替制等勤務職員について、特に必要があると認められるときは、時間単位のみでなく、15分を単位として休暇を使用することを可能とする。

これらの措置が令和6年1月から実施されるよう、人事院規則の改 正を行う。

## (I) テレワークガイドラインの策定等

テレワークの活用により国家公務員の働く場所を柔軟化することは、 職員の能力発揮及びワーク・ライフ・バランスの実現により公務能率 の一層の向上につながるとともに、公務職場の魅力を高めることにつ ながり、多様で有為な人材の確保を通じた長期的な公務組織の持続可 能性にも資する。また、非常時における業務継続性を確保し、いかな る状況下でも質の高い行政サービスを提供することを可能とするもの でもある。

こうしたテレワークの特性をいかし、公務職場に更に浸透・定着させていくためには、研究会の最終報告にあるとおり、適正かつ公平な 運用が確保されるよう統一的な基準を示していくことが必要となる。

本院としては、内閣人事局と連携し、テレワークの実施に関するガイドラインを本年中に策定し、テレワーク実施に係る基本的な考え方と例外的な取扱い、テレワーク時の勤務管理、長時間労働対策、健康

管理等について示すほか、運用上の考え方を整理するなどして、各府 省におけるテレワークの円滑な実施のための必要な支援を行う。

なお、フレックスタイム制の活用など柔軟な働き方や、勤務間のインターバル確保の推進のためには、人事当局や各職場における職員の勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできるようにすることが必要である。本院は、各府省において勤務時間管理のシステム化を速やかに進められるよう、内閣人事局において進められている勤務時間管理システムの検討に積極的に協力していく。また、勤務時間を柔軟化しつつ執務体制を確保するためには適切なマネジメントが不可欠であることから、内閣人事局と連携して、管理職員のマネジメントを支援するための取組を実施する。

## イ 職員の勤務時間の改定に関する勧告の説明

アの(ア)①で述べた、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の 総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定 することができる措置を、一般の職員にも拡大するための見直しは、勤 務時間法の改正が必要となる。

そのため、本院は、本日、国会及び内閣に対して、別紙第2のとおり、 「職員の勤務時間の改定に関する勧告」を行うこととした。

その趣旨、内容等は次のとおりである。

(ア) 一般の職員における勤務時間の総量を維持した上でのフレックスタイム制の活用による勤務時間を割り振らない日(「ゼロ割振り日」)

### の設定

アの(ア)①のとおり、現在、公務の運営に支障がないと認める場合において、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置は、育児介護等職員に限り認められている。しかし、単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在すると考えられる。

近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年 引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、社会 経済の変化等への対応や主体的なキャリア形成のための学びの奨励等 が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高ま っていくものと考えられる。

アの(ア)で述べたとおり、一般の職員を対象に、本年4月から、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定できることとする等のフレックスタイム制の柔軟化を行った。しかし現状では、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできないため、柔軟化の効果が限定されたものにとどまっている。

公務職場を多様な事情や価値観を有する公務内外の有為な人材から働く場として選ばれるようにするため、また、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じたより柔軟な働き方を推進するためには、公務の適切な運営を確保しつつも、これらのニーズに対応できる勤務環境を提供していく必要がある。これを踏まえると、一般の職員についても、

週1日を限度に、選択した日について、コアタイム及び1日の最短勤務時間数が免除されるのみでなく、勤務しない日にもできるようにすることが適当である。

このため、勤務時間法を改正し、現行制度上では育児介護等職員に限り認められている、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置を、一般の職員にも拡大することとするものである。

## (1) 実施時期

各府省における勤務時間管理システムの改修等実施に必要な期間を 考慮すると、令和7年4月1日から実施することが適当である。

## ウ 仕事と生活の両立支援

職員の希望や事情に応じた勤務を可能とするため、仕事と生活の両立 を図る制度の充実に関しても、各府省等から要望が多く寄せられている。 特に、育児に係る両立支援制度の対象となる子の年齢の引上げ(現在の 小学校就学前までから小学校就学後まで)や、介護に係る制度を利用で きる期間等の拡大についての要望が多い。

本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「こども・子育て支援加速化プラン」の具体的政策として、残業免除や子の看護休暇の対象となるこどもの年齢の引上げの検討などが示されている。また、近年、育児のための両立支援制度を利用できる期間を延長する民間事業所が増える傾向にある。

本院としては、これらの状況を踏まえつつ、引き続き、仕事と生活の 両立支援に必要な方策を検討し、両立支援制度の整備・周知等に取り組 んでいく。

## エ 職員の選択を後押しする給与制度上の措置

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、給与制度においても職員の選択を後押しし、様々な形で活躍できるよう必要な措置を講じていく。

## (扶養手当)

共働きの増加等を受けて、近年、公務において配偶者に係る扶養手 当を受給する職員の割合、民間において配偶者に対し家族手当を支給 する事業所の割合は、いずれも減少傾向にある。こうした状況を踏ま え、扶養手当については、配偶者等に係る手当を見直す一方、子に係 る手当を増額する。

## (テレワーク関連手当)

公務におけるテレワークの普及に伴い、在宅での勤務に伴う職員の 経済的負担が新たに発生する一方、通勤費用は減少する場合も生じて いる。こうした状況を踏まえ、テレワークを中心とした働き方をする 職員の光熱・水道費等の負担を軽減するための新たな手当を設け、あ わせて、通勤手当について調整を行う。新たな手当については、本年、 一般職の職員の給与に関する法律の改正の勧告を行う。(別紙第3参 照)

## (通勤手当(新幹線通勤)及び単身赴任手当) <再掲>

働き方やライフスタイルが多様化する中で、採用時からの新幹線通

勤や単身赴任、異動に当たっての新幹線通勤のニーズの高まりなどを 踏まえ、前記のとおり、新幹線通勤に係る通勤手当及び単身赴任手当 の適用範囲の拡大や、新幹線通勤に係る手当額の見直しを行う。

## (2) 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

前述のとおり、働く場としての公務職場の魅力の向上といった観点から、Well-beingの土台となる職場環境を整備していくことは引き続き急務である。このため、本院は、以下のとおり、超過勤務の縮減を進めるとともに、職員の健康増進やハラスメントのない職場の実現に向けた取組を進める。

## ア 超過勤務の縮減 ― 負のイメージの払拭に向けて

本院が令和3年度に実施した就職活動を終えた学生を対象とする意識調査では、就職先として国家公務員を選ばなかった理由として、超過勤務の多さ等の勤務環境に関する不安を挙げる回答が多くあった。長時間の超過勤務は、現に働いている職員個人の健康や業務能率への影響があるだけでなく、今後職員となり得る若い世代に選ばれる職場としての魅力の低下に結び付いていることも否めず、この状況を早期に改善し、負のイメージを払拭しなければならない。このため、多方面からの取組を進める必要がある。

## (ア) 各府省における業務の削減・合理化の推進

超過勤務の縮減に当たっては、まずもって各府省のトップが強い取 組姿勢を持ち、先頭に立って業務の取捨選択や優先順位の明確化、業 務プロセスの改善、人員配置の最適化など、自府省の組織全体として の業務の削減・合理化に積極的に取り組むことが必要である。

同時に、各課室などの職場において、管理職員のマネジメントの強 化を図り、部下職員の業務管理等を適正に行うことや、超過勤務予定 の事前確認の徹底等を通じて、職員の勤務時間を適正に把握・管理す ることも必須である。

このため、本院では、人事院総裁が各府省の事務次官等を直接訪問 し超過勤務の縮減に向けた取組について御協力をお願いしてきたほか、 担当部局が管理職員のマネジメントに関する助言等を行ってきた。

本院としては、様々な機会を捉えて各府省に対して上記の取組を求めていくほか、次のとおり、各府省における超過勤務の縮減に向けた 取組を支援するとともに、各府省での対応が困難な課題についても、 関係機関と連携して積極的に取り組んでいく。

## (イ) 客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言

超過勤務の縮減に向けた指導を徹底するため、昨年4月に新設した 勤務時間調査・指導室において、各府省を直接訪問して勤務時間の管 理等に関する調査を実施している。同調査では、対象となる職員ごと に客観的な記録(在庁時間)と超過勤務時間を突合し、大きなかい離 があればその理由を確認するなどして、客観的な記録を基礎とした超 過勤務時間の適正な管理等について指導を行っている。昨年度の同調 査では、超過勤務手当の追給等がなされた事例があったほか、他律部 署(他律的な業務の比重が高い部署)・特例業務(大規模災害への対 処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務)の 範囲が必要最小限のものとなるよう指導するなど、勤務時間の適正な 管理を行い超過勤務の縮減を進める上で、同調査は有効なものであったと考えている。

本年度においても、これらの取組を進め、昨年度同調査を実施していない機関を含む本府省の約20機関を調査するとともに、同室が地方の官署を直接訪問する形式の調査を新たに実施する。また、来年度以降、同室の体制強化を図りながら、調査対象を増加させるなど、勤務時間の管理等に関する調査・指導を更に充実させていく。

さらに、超過勤務に関し適正な制度運用や手当支給のために同室に 寄せられた個別通報について、適切に対応していく。

## (ウ) 国会対応業務の改善

令和3年度の超過勤務の上限超えの状況を見ると、他律部署においては、「国会対応業務」により上限を超えた職員割合が最も大きい状況にある。

こうした状況等を踏まえ、本院では、超過勤務の縮減の観点から、 国会対応業務の超過勤務への影響等を把握するため、各府省に対して アンケートを実施し、本年3月に結果を公表するとともに、関係各方 面の御理解と御協力をお願いしてきた。

本年6月、衆議院議院運営委員会理事会において、「速やかな質問通告に努めるとともに、オンラインによる質問レクなどデジタルツールを利用した質問通告の推進に努めるものとする」等を内容とする申合せがなされており、各府省や職員の声を受け止め、国家公務員の超過勤務の縮減に向けて御協力いただいたことに感謝申し上げたい。今回の申合せは、国家公務員の業務負担の軽減、超過勤務の縮減に向け

た一つの大きな契機になると考えている。

国会対応業務の改善を通じた超過勤務の縮減については、行政部内にも課題があることから各府省に対して国会答弁作成業務の改善に取り組むよう求めるとともに、行政部内を超えた取組が必要なものについては、引き続き国会を始めとする関係各方面の御理解と御協力をお願いしていきたい。

## (I) 業務量に応じた定員・人員の確保、人事・給与関係業務の改善

長時間の超過勤務の是正のためには、まず、上記のとおり業務の削減・合理化やマネジメント強化等を進め、それでもなお状況に改善が見られない場合には、各府省において業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要があり、本院としては、各府省に対してこれらの取組を求めていく。

一方で、各府省には、業務量に比して定員が十分ではないために必要な人員を配置することができず、長時間の超過勤務により対応せざるを得ないとの声もある。本院が行った各府省アンケートの結果では、恒常的な人員不足が生じていた部署があった理由として、多くの府省が定員の不足を挙げていた。この点に関しては、人事院総裁が国家公務員制度担当大臣を訪問して御協力をお願いしたが、今後も、各府省における状況を踏まえ、必要に応じ定員管理を担当する部局に御協力をお願いしていきたい。

また、人事・給与関係業務についても、令和3年度において超過勤務の上限を超えた職員が従事していた主な特例業務の一つであり、本院としても、各府省の改善要望を踏まえ、関係機関とも協力しながら、

改善に向けて必要な取組を行っていく。

## イ 職員の健康増進 ― 公務版の「健康経営」の推進等

民間企業において「健康経営」の重要性が認識され、積極的な取組を行う企業が増加している。公務においても、職員のWell-beingを実現するためには、各自の健康増進が極めて重要であることに変わりはなく、公務版の「健康経営」を追求していくことは喫緊の課題である。今後、各府省においては、高齢層職員や女性職員の割合が増加していくことや、様々な事情を有する職員がいることも念頭に置きつつ、これまで以上に職員の健康管理施策を推進する必要があり、これを担う健康管理体制の充実が重要となる。

こうした状況を踏まえ、本院では、現在、各府省における健康管理体制の充実のための官民調査(Well-being調査)を実施している。これまでに、小規模な官署を含め、健康管理医等は配置されている一方、健康管理部門と健康管理医との連携がある官署や、健康増進に関する研修・情報提供等の取組を実施している官署は約半数にとどまっているという状況が判明した。今後、こうした公務の健康管理体制の状況の分析を行うとともに、民間における健康経営の取組状況の調査を進め、各官署における健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討を進める。

また、公務においては、令和3年度には、心の健康の問題による長期 病休者の数が長期病休者全体の7割を超えた。こうした中、心の健康に 関し、職員の状況に応じて、1次予防(健康不全の未然防止)、2次予 防(健康不全の早期発見、早期対処)及び3次予防(職場復帰支援、再 発防止)の各取組を推進していくことがますます重要となっている。

本院においては、1次予防に関しては、各府省におけるストレスチェック制度の更なる活用、職場環境改善の取組を推進しており、2次予防に関しては、「こころの健康相談室」を設けている。相談室については、より相談しやすい体制となるよう、本年7月までに全ての窓口にオンライン相談を拡充した。引き続き、オンライン相談の活用を周知するなど、取組を一層推進する。3次予防に関しては、療養のため長期間職場を離れた職員の職場復帰や再発防止に関する方針を示しているが、円滑な職場復帰等のためにはより実践的な観点からの取組も必要と考えられることから、今後、職場復帰支援等の更なる充実に向けて検討を進める。

### ウ ゼロ・ハラスメントに向けた取組

昨年度に本院が受け付けた苦情相談のうち相談内容として最も多いのはハラスメント関係で、全体の事案数の34.8%となっており、ハラスメントに対する職員の意識が高まっていることがうかがえる。また、近年、社会全体で、組織外からのハラスメントに対する対応への関心も高まっている。

ハラスメントは、根絶する強い意志を持って対策を行わなければ、減 少さえ期待できないものである。ゼロ・ハラスメントを実現するとの目 標を掲げ、従来以上の具体的取組が必要である。

こうした状況等を踏まえ、ハラスメント防止対策については、本年度から新たに本府省及び地方機関の課長級以上の職員等を対象に実施する研修において、幹部・管理職員としての役割やあるべき行動等に関する講義を行うとともに、参加型グループワークを導入し、幹部・管理職員

にハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図っていく。

また、本院は、ハラスメント事案の迅速・適切な解決に向けて、各府省における事案の解決や相談体制に係る実情・課題を把握するため、昨年12月から本年1月にかけて、ハラスメントに関する相談に対応する担当者(約13,000人)を対象にアンケート調査を実施した。当該アンケートの結果(回答者約9,000人)では、相談担当者の約8割は相談を受けていない、相談を受けた相談担当者は相談対応での判断に悩みや精神的負担を抱えており専門的な参考意見を得るための外部の相談窓口が必要と考えている、相談担当者は判断の参考とするための研修の充実を望んでいる、などの状況が見られた。本院としては、この調査結果も踏まえ、今後、有識者への意見聴取も行い、相談担当者のニーズに応じた研修の充実や、相談担当者をサポートするための体制整備の具体化等の取組を行っていく。

- (参考) 今後の公務員給与の在り方に関する有識者との意見交換から得られた 示唆
- 今後の給与制度の設計に当たっては、個々の職種や職務内容を基準として、 それにふさわしい在り方を考えていくことが必要である。国家公務員全体を 一概に議論するのではなく、職務内容や、人材獲得競争上参照すべき民間労 働市場の違い等に着目しながら、給与水準についても、よりきめ細かく考え ていくことが適切である。
- ・ 高齢期までを見据えた給与カーブや、職責や能力・実績に応じた給与水準 のメリハリの在り方については、定年までの勤続を職員にどの程度期待する のかといった考え方や、採用・育成などを含めた人事管理全体の考え方と密 接に関連する。また、高齢層職員のモチベーション維持についても人事管理 の様々な面から対応を考える必要がある。
- ・ 職員の配偶者に対する扶養手当など、生活補助的な手当については、ライフスタイルの多様化なども踏まえ見直しや簡素化を行う一方で、人材確保にも資するように、基本給や職務に関連する手当については充実させていくことが必要である。
- 地場賃金との給与水準の調整については、地域間格差を縮小する観点も持ちながら、広域的な調整を検討することが妥当である。また、職員の異動に関連する給与については、人材確保や働き方の柔軟化の要請の観点を考慮する必要があり、今後充実させていくべきである。

#### 別紙第2

## 職員の勤務時間の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 (平成6年法律第33号)を改正することを勧告する。

#### 1 改定の内容

各省各庁の長は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第3項に規定する職員について、現行の同条第4項に規定する職員と同様に、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事院規則で定める期間ごとの期間につき勤務時間を割り振らない日を設け、及び当該期間につき同法第5条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができるものとすること。

### 2 改定の実施時期等

- (1) 改定の実施時期
  - この改定は、令和7年4月1日から実施すること。
- (2) その他所要の措置
  - この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

## 職員の給与に関する報告

### 第1 給与勧告制度の基本的考え方

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障 された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約 の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な 給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従前より、 給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってき ている。

本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。給与勧告では、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本としている。

国家公務員給与と民間給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与を比較している。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施している。

比較方法については、給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務 地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、 両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせて比較(同 種・同等比較)することとしている。

また、調査対象については、企業規模50人以上の多くの民間企業は公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができること等から、現行の調査対象としている。

本年の勧告においても、従来と同様の方法を用いて民間給与との比較を 行うことにより、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給 与を確保していくこととする。

## 第2 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定等

1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

## (1) 春季賃金改定の状況等

原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響等により、物価は継続して 上昇しており、本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比 べ3.5%の上昇となった。「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所 規模30人以上)によると、本年4月の一般労働者の所定内給与は、昨年4月から1.1%の増加となっており、名目賃金はこのところ増加しているが、実質賃金は、昨年4月以降13か月連続で減少し、本年4月の一般労働者のきまって支給する給与(実質)は、昨年4月から3.0%の減少となっている。

本年の春季賃金改定では、企業業績の改善等も背景として、昨年を上回る賃上げを求める労働組合の要求に対して、経営者側が満額回答を行った事例も見られた。賃上げの水準は業種によって様々ではあるものの、中小企業においても、昨年を上回る賃上げが行われている。また、一時金について見ると、昨年冬の一時金は、総じて見れば一昨年冬から増加しており、大幅に増加した企業もあるが、伸び率は個々の産業や企業によって区々である。本年夏の一時金は、昨年夏から増加しているが、伸び率は鈍化傾向が見られる。

なお、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人 国立印刷局の職員の給与改定は、本年4月から基準内賃金を1人当たり 2.05%相当額の原資をもって引き上げる内容の中央労働委員会の調停案 を労使双方が受諾して決着した。

> (参考資料 4 生計費関係 参照) (参考資料 5 労働経済関係 参照)

## (2) 各界の意見

本院は、例年、参与会や公務員問題懇話会、中小企業経営者等との意 見交換を実施しており、これらの場において、経済界、学界、労働界等 の各界の有識者から公務員の給与についても様々な意見を聴取している。 本年の参与会においては、民間企業では「人への投資」が非常に大きなテーマとなっており、公務においても給与の引上げによって生産性を上げるという好循環を生み出せるようにしっかり取り組んでもらいたいとの意見があった。また、公務員問題懇話会においては、学生は初任給を始めとする賃金を重視して就職活動をしており、人材確保の観点から、給与改定を適切に行っていく必要があるとの意見や、国の組織の規模や公務へ優秀な人材を確保する必要があること等からすると、現行より大きい規模の企業や公務と競争関係にある業種の賃金と比較するべきとの意見があった。

中小企業経営者等との意見交換においては、官民給与の比較方法について、調査対象の企業規模は50人以上より更に小さくして良い、地方では調査対象となる規模の企業は少ない等の指摘も見られたが、企業規模50人未満の民間企業では国家公務員と同様の役職等がある組織が少ないことや、全産業の企業規模50人以上の民間企業の給与との比較であれば国内企業の多くを占める中小企業や給与水準の低い業種が調査対象に含まれること等から、現行の比較方法が妥当であるとする意見が多かった。

## 2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

## (1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和5年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律(給与法)が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員(139,522人、平均年齢42.4歳)の平均給与月額は404,015円となっており、昨年

4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により1,034円減少している。

なお、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(252,790人、平均年齢42.3歳)の平均給与月額は412,747円となっている。

(注) 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額(管理職手 当)、扶養手当、住居手当等(所定外給与である超過勤務手当等及び 実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)の全ての給与の平均 月額をいう。

(参考資料 1 国家公務員給与関係 参照)

#### (2) 民間給与の状況

### ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約58,800(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,900の事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約41万人及び研究員、医師等54職種の約5万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査し

ている。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、82.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

### イ 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

#### (ア) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で49.5%(昨年50.8%)、高校卒で28.6%(同28.7%)となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で55.7%(同32.9%)、高校卒で62.5%(同38.6%)、据え置いた事業所の割合は、大学卒で43.8%(同66.3%)、高校卒で37.1%(同61.1%)となっている。

## (イ) 給与改定の状況

別表第1に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベース アップを実施した事業所の割合は47.3%(昨年31.5%)、ベースダ ウンを実施した事業所の割合は0.3%(同0.3%)となっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、 定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は86.5%(昨年84.0%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている 事業所の割合は37.4%(同30.4%)、減額となっている事業所の割 合は2.7% (同2.8%) となっている。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年より大きく増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

#### 3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額(公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて精密に比較(ラスパイレス方式)を行ってきている。

本年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、 別表第3に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均 3,869円(0.96%)下回っていた。

#### (2) 特別給

本院は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを国

家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、 0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.49月分に相当しており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回っていた。

#### 4 本年の給与の改定

#### (1) 改定の基本方針

#### ア 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間 給与を3,869円(0.96%)下回っていることから、民間給与との均衡 を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本 年4月時点の比較に基づいて国家公務員給与と民間給与を均衡させる ためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に 重点を置いて、基本的な給与である俸給を引き上げることとする。

## イ 特別給

前記3(2)のとおり、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の 平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回ってい た。

このため、特別給について、昨年8月から本年7月までの1年間に

おける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10 月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末 手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

### (2) 改定すべき事項

### アー俸給表

#### (ア) 行政職俸給表(一)

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、平均 1.1%の引上げ改定を行う。

具体的には、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、一般職試験(高卒者)に係る初任給を7.8%(12,000円)、一般職試験(大卒程度)に係る初任給を5.9%(11,000円)、総合職試験(大卒程度)に係る初任給を5.8%(11,000円)、それぞれ引き上げることとする。

また、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定を行うこととする。この結果、1級、2級、3級及び4級の平均改定率はそれぞれ5.2%、2.8%、1.0%及び0.4%となり、5級以上の平均改定率はいずれも0.3%となる。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については、 各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

## (イ) 行政職俸給表(一)以外の俸給表

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)と の均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。指定職俸給表については、 行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、行政職俸給表(一)10級の平均 改定率(0.3%)と同程度の引上げ改定を行う。

### イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、指定職俸給表適用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期 末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手 当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

#### ウ その他

## (ア) 初任給調整手当

国の医療施設に勤務する医師に対する初任給調整手当について、 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点 から、所要の改定を行う。

## (イ) 委員、顧問、参与等の手当

委員、顧問、参与等の手当について、指定職俸給表の改定状況を 踏まえ、支給限度額に関する所要の改定を行う。

### 5 在宅勤務等手当の新設

本院は、昨年の勧告時の報告において、公務においても、テレワークの 実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを 行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めて いく旨言及した。

在宅勤務等の働き方については、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、官民問わず広がってきており、給与制度についても、こうした社会及び公務の変化に対応していく必要がある。

職員が在宅勤務等を行う場合、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用を負担している状況にある。この点について、本年3月に取りまとめられた「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の最終報告では、「テレワークに係る費用については、業務遂行に必要なものである以上、職員に過度な負担が生ずることは適当ではなく、基本的に使用者である国が負担することが望ましいと考える。」との見解が示された。

本年の「職種別民間給与実態調査」によると、在宅勤務を実施する事業 所のうち、在宅勤務関連手当を支給する事業所の割合は30.8%で、調査を 開始した令和3年(23.1%)に比べると7.7ポイント増加しており、民間 企業において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況にある。

また、在宅勤務等を行う場合に支給する新たな手当の検討に当たっては、 各府省における手当支給に伴う各府省の事務負担等についても考慮してい く必要がある。

こうした状況を踏まえ、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを 考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等 手当を新設する。

### (1) 支給対象職員

支給対象は、住居その他これに準ずる場所において、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員とする。

### (2) 手当額

手当額は、本年の「職種別民間給与実態調査」において把握した、光 熱費の負担増への配慮を支給目的として在宅勤務関連手当を月額で支給 する事業所の状況を踏まえ、月額3,000円とする。

#### (3) 諸手当の算定基礎

在宅勤務等手当は、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するための給与であることから、諸手当(地域手当、超過勤務手当、期末手当・勤勉手当等)の算定基礎としない。

#### (4) 実施時期

令和6年4月1日から実施する。

## (5) 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱い

ア 在宅勤務等手当を支給される職員で、通勤のために交通機関等を利用するものには、交替制勤務に従事する職員等に準じて、平均1箇月 当たりの通勤所要回数分の運賃等相当額を通勤手当として支給する。

イ 在宅勤務等手当を支給される職員で、通勤のために自動車等を使用

するものには、自動車等の使用距離に応じて定める額から、その額に 100分の50を乗じて得た額を減じた額を通勤手当として支給する。

### 6 非常勤職員の給与

非常勤職員の給与について、本院は、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員の給与についても、常勤職員に準じて改定するよう努める旨を追加した。この指針に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導していくこととする。

### 第3 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務 員の適正な処遇を確保しようとするものである。

行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

こうした状況の下で、全国各地の国家公務員は、行政サービスを安定的 に提供し、国民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

国家公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いる とともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄 与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に 深い理解を示され、また、公務組織を支える多様で有為な人材の確保が重 要であることに鑑みて、別紙第4の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別表第1 民間における給与改定の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

(単位:%)

役職段階		ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係	加	47.3	3.5	0.3	48.9
課	長 級	42.4	4.2	0.2	53.3

<sup>(</sup>注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

## 別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

(単位:%)

							(1124 /0/
項目							
	定期昇給	定期昇約	合実施			定期昇給	定期昇給
役職	制度あり		<del>1</del>	<b>江北</b> 安百	亦ルか	<del>化</del>	制度なし
段階			増額	減額	変化なし	中北	
係員	87.1	86.5	37.4	2.7	46.4	0.6	12.9
課長級	81.2	80.4	33.1	2.3	45.0	0.8	18.8

<sup>(</sup>注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業 所を除いて集計した。

別表第3 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与	国家公務員給与	較差 ①-②(円) 〔①-②×100〕(%)
407,884円	404,015円	3,869円 (0.96%)

<sup>(</sup>注) 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第4 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
	下半期 (A1)	385,616	292, 357
平均所定内給与月額 	上半期(A2)	391,088	297, 878
		円	円
┃ ┃特別給の支給額	下半期 (B1)	840, 471	568,806
対別相の文相領	上半期(B2)	907, 309	581, 387
	()	月分	月分
株別終の古終割る	下半期 $\left(\frac{B\ 1}{A\ 1}\right)$	2. 18	1.95
特別給の支給割合	上半期 ( <u>B 2</u> A 2)	2. 32	1. 95
年間の	平 均	4. 4	9月分

<sup>(</sup>注) 1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

<sup>2</sup> 年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 国家公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

## 職員の給与の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律 第95号)、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法 律(平成9年法律第65号)及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関 する法律(平成12年法律第125号)を改正することを勧告する。

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正
  - (1) 俸給表 現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。
  - (2) 諸手当
    - ア 初任給調整手当について
      - (ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を415,600円とすること。
      - (イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占めるものに対 する支給月額の限度を51,100円とすること。
    - イ 期末手当及び勤勉手当について
      - (ア) 令和5年12月期の支給割合
        - a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員に あっては、0.7月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分(定年 前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分)とすること。

#### b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とすること。

### c 指定職俸給表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075月分とすること。

### (イ) 令和6年6月期以降の支給割合

### a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月 分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞ れ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.4875月分)とすること。

#### b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月 分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞ れ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5875月分)とすること。

#### c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

- 1.05月分とすること。
- ウ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について
  - 一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当について、通常の場合における勤務 1日についての支給額の限度を34,300円とすること。
- エ 在宅勤務等手当について
  - (ア) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして 人事院規則で定める場所において、人事院規則で定める期間以上継続 して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間(休暇により勤務しな い時間その他の人事院規則で定める時間を除く。)の全部を勤務する ことを命ぜられた職員に対して支給すること。
  - (4) 在宅勤務等手当の支給月額は、3,000円とすること。
  - (ウ) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要 の措置を講ずること。
- 2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正
  - (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

- (2) 期末手当について
  - ア 令和5年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。
  - イ 令和6年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分と

すること。

## 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

- (2) 特定任期付職員の期末手当について
  - ア 令和5年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。
  - イ 令和6年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分と すること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(7)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、1の(2)のイの(4)及びエ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第 1 行 政 職 俸 給 表 イ 行政職俸給表(一)

職員		職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
の区		の級										
分	号	俸	俸給月額		俸給月額	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1		円	円 208,000	円	円 271 600	円	円	円	円	円	円 522 100
	1		162,100	-	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2 3 4		163,200 164,400	209,700 211,400	242,400 243,800	273,200 274,700	297,500 299,500	325,300 327,500	368,100 370,500	412,700 415,200	463,000 466,000	526,000 529,100
			165,500		245,200	274,700	301,400		370,500	417,600	469,000	532,200
	5		166,600		246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
		6	167,700		248,000	277,800	305,200	333,500	374,800	421,600	475,000	537,600
		7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
		8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
		9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
		0	172,300		253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
		1	173,600		254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
		2	174,900		256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	1	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
		4	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
		5	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
		16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	1	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
		18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
		9	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	2	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	2	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	2	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	2	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	2	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	2	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	2	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	2	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	2	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
		29	202,400		280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
		30	203,800		281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
		31	205,200		283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	3	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
		33	208,000		285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
		34	209,300		287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
		35	210,600		289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200 525,700	
		36	211,900		290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
		37	213,200		291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400 527,000	
	38		214,400		293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39		215,600		295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	4	10	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

1	I 4+	I 017 000I	000 000	000 000	0.40.000	007.000	000 000	400 000 <b>I</b>	400 500 <b>I</b>	E00.000	ı I
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43 44	219,900 220,900	262,500 263,600	301,300 302,800	346,600 348,400	368,900 370,000	396,200 397,300	438,000 438,700	469,400 469,700		
	44				340,400						
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
定年	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
前再	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
任用 短時	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	110,200			
間勤	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
務職	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
員以 外の	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
職員	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	60	238,900	286,600	332,100	270 200	206 600	407,300				
	69 70	238,900	286,600	332,100	370,300 370,900	386,600 387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
	74 75	241,400 241,800	290,200 290,600	335,200 335,700	373,100 373,800	388,900 389,300	408,600 408,900				
	76	242,300	290,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
	78 78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
1	İ		I	l		I	l	I	I		ı l

定前任短間務員年再用時勤職		俸給月額 円 188,700	<b>俸給月額</b> 円 216,200	<b>俸給月額</b> 円 256,200	<b>俸給月額</b> 円 275,600	俸給月額 円 290,700	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円 442,400	俸給月額 円
定年	125	基準	305,200 基 準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	123		304,000								
	123		304,500								
	121		304,100								
	121		304,100								
	120		303,700								
	119		303,400								
	117		303,100								
	117		302,900								
	116		302,700								
	115		302,300								
	114		302,000								
	113		301,800	351,000							
	112		301,600	350,500							
	111		301,300	350,200							
	110		300,900	349,900							
	109		300,500	349,500							
	108		300,300	349,000							
	107		300,000	348,600							
	106		299,600	348,200							
	105		299,300	347,800							
	103		298,800	347,300							
	102 103		298,400 298,800	346,500 346,900							
	101		298,100	346,100							
	100		297,900	345,800							
	99		297,100	345,500							
	98		296,800	344,700							
	97		296,800	344,700							
	96		296,600	344,500							
	95		296,200	344,100							
	94		295,900	343,600	,						
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
	91	248,800	295,100	342,600	381,300						
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に 規定する職員を除く。

<sup>(</sup>二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

# 口 行政職俸給表(二)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
分分	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
		円	円	円	円	円	
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500	
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300	
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900	
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500	
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100	
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400	
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500	
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700	
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900	
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600	
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300	
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800	
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100	
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600	
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000	
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300	
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800	
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300	
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900	
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500	
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500	
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900	
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200	
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500	
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600	
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000	
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400	
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800	
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300	
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500	
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800	
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000	
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000	
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900	
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000	
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100	
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200	
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200	
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200	
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200	

	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
定年	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
前再 任用	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
短時	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
間勤 務職	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
員以	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
外の	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
職員	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	
	87	226,400	260,400	293,700	318,200	
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	
			l l	1		ı I

ĺ	89	227,000	260,900	294,500	318,600	I
	90	227,400	261,100	295,000	318,900	
	91	227,700	261,400	295,500	319,200	
	92	228,000	261,600	295,800	319,500	
	93	228,200	261,900	296,200	319,700	
	94	228,500	262,200	296,700	320,000	
	95	228,800	262,500	297,200	320,300	
	96	229,100	262,700	297,700	320,500	
	97	229,300	262,900	298,000	320,700	
	98	229,600	263,200	298,400	321,000	
	99	229,800	263,400	298,900	321,300	
	100	230,100	263,700	299,400	321,500	
	101	230,400	264,000	299,800	321,700	
	102	230,600	264,200	300,200		
	103	230,900	264,500	300,500		
	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
ı	l	ı l				

	137		273,100			
定年前再		基 準 俸給月額				
任 用短 時		円	円	円	円	円
間勤務員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門行政職俸給表

	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
) <u>                                    </u>	号 俸	俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	182,900	245,100	286,600	323,400	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	184,400	247,000	288,800	325,600	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	186,000	248,900	291,000	327,800	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	187,600	250,400	293,200	329,800	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	189,100	252,300	295,200	331,800	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	191,200	254,400	297,500	333,800	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	193,200	256,200	299,900	335,700	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	195,200	258,000	302,200	337,600	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	196,800	259,900	303,800	339,400	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	198,500	261,500	306,300	341,300	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	200,000	263,000	308,300	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	201,500	264,400	310,500	345,100	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	203,200	265,700	312,800	347,100	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	204,600	267,400	314,600	349,100	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	206,000	269,200	316,100	351,100	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	207,400	270,800	317,700	352,900	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	209,200	272,200	319,300	354,700	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	210,900	273,800	321,300	356,600	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	212,600	275,400	323,500	358,500	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	214,000	277,200	325,300	360,500	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	215,500	279,200	327,000	362,200	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	217,300	281,200	328,900	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	219,100	283,100	330,700	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	220,700	285,200	332,500	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	222,200	286,800	334,200	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	223,700	288,900	336,200	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	225,300	290,700	338,100	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	226,700	292,600	340,000	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	228,000	294,700	341,700	377,300	423,600	460,700	520,100	
	30	229,400	296,100	343,600	379,200	424,900	461,400	521,000	
	31	230,700	297,700	345,400	381,100	426,200	462,200	521,900	
	32	232,100	299,300	347,100	382,800	427,400	462,900	522,800	
	33	233,400	300,700	348,300	384,000	428,600	463,600	523,600	
	34	234,900	302,100	350,100	385,600	429,900	464,400	524,500	
	35	236,500	303,500	352,000	387,100	431,200	465,100	525,200	
	36	237,800	304,700	353,900	388,600	432,400	465,700	525,700	
	37	239,000	305,900	355,600	390,100	433,600	466,200	526,400	
	38	240,500	307,300	357,400	391,000	434,400	466,800	527,000	
	39	241,900	308,600	359,200	392,000	435,200	467,400	527,800	
	40	243,200	310,000	360,900	392,900	436,000	468,000	528,400	

	41	244,100	311,400	362,600	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	245,500	312,800	364,000	395,100	437,300	469,000		
	43	246,500	314,200	365,400	396,200	438,000	469,400		
1	44	247,900	315,700	366,800	397,300	438,700	469,700		
再用	45	249,100	317,200	367,800	398,200	439,500	470,000		
庤	46	250,100	318,700	368,900	398,900	440,300			
勧	47	251,000	320,200	369,900	399,600	440,700			
哉 以	48	252,000	321,500	370,900	400,300	441,400			
り	49	253,000	322,500	371,600	400,800	441,900			
1	50	253,800	323,700	371,900	401,300	442,300			
	51	254,600	324,900	372,400	401,800	442,700			
	52	255,400	326,100	372,900	402,200	443,100			
	53	256,200	327,100	373,300	402,600	443,500			
	54	257,300	328,100	373,800	402,900	443,900			
	55	258,400	329,000	374,400	403,200	444,300			
	56	259,500	329,900	374,900	403,500	444,600			
	57	260,700	330,600	375,400	403,800	444,900			
	58	261,900	331,300	376,000	404,100	445,300			
	59	263,000	332,000	376,600	404,400	445,600			
	60	264,100	332,800	377,100	404,700	445,900			
	61	265,100	333,400	377,500	405,000	446,200			
	62	266,100	333,900	378,000	405,300				
	63	267,100	334,500	378,600	405,600				
	64	268,000	335,000	379,200	405,900				
	65	268,900	335,400	379,700	406,200				
	66	269,900	335,600	380,300	406,500				
	67	270,800	336,000	380,600	406,800				
	68	271,700	336,500	381,100	407,100				
	69	272,700	336,800	381,700	407,300				
	70	273,600	337,300	382,200	407,600				
	71	274,500	337,700	382,700	407,900				
	72	275,400	338,100	383,200	408,100				
	73	276,300	338,600	383,700	408,300				
	74	277,200	339,100	384,200	408,600				
	75	278,100	339,600	384,700	408,900				
	76	279,000	340,000	385,100	409,100				
	77	280,000	340,200	385,500	409,300				
	78	281,000	340,600	385,800					
	79	281,800	341,100	386,100					
	80	282,700	341,500	386,300					
	81	283,200	341,800	386,500					
	82	284,000		386,800					
	83	284,800		387,100					
	84	285,700		387,300					
	85	286,600		387,500					
	86	287,400		387,800					
	87	288,200		388,100					
	88	289,000		388,300					

	89	289,700		388,500					
	90	290,200							
	91	290,600							
	92	291,000							
	93	291,400							
定年前再		基 準 俸給月額							
任 用		円	円	円	円	円	円	円	円
短間務員		211,100	241,800	284,300	316,500	358,000	391,200	442,400	522,800

- 備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務 その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
  - (二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定める ものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、201,800円とする。

# 税務職俸給表

職員の区		職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
分分	号	俸	俸給月額									
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		1	180,300	239,200	272,500	302,500	326,500	351,800		425,000	459,900	523,100
		2	181,800	241,000	274,000	304,300	328,600			426,800	463,000	526,000
		3	183,500	242,800	275,400	306,000	330,600			428,700	466,000	529,100
		4	185,100	244,400	276,800	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	469,000	532,200
		5	186,800	246,200		309,300	334,600			432,000	472,000	535,300
		6	188,600	248,000		311,100				433,600	475,000	
		7	190,400	249,700		313,000				435,200	478,000	
		8	192,300	251,400	282,700	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700	481,100	542,500
		9	194,100	252,700	283,700	316,500	340,600	367,500		438,100	483,800	544,900
	1	10	196,000	254,200	285,100	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800	486,900	546,700
	1	11	198,000	255,700	286,400	320,500	345,000			441,400	489,900	548,500
	1	12	200,000	257,100	287,700	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	493,000	550,400
	1	13	201,600	258,500	288,700	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	495,700	552,100
	]	14	203,200	259,600	289,900	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	498,000	553,500
	]	15	205,000	260,600	291,000	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	500,300	554,800
	1	16	206,600	261,600	292,100	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	502,600	555,900
	1	17	208,300	262,800	293,100	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	504,600	557,200
		18	212,100	264,100	294,500	332,700	358,500			452,200	506,000	558,200
		19	215,900	265,300	296,000	334,800	360,400			454,000	507,500	559,100
		20	219,600	266,300	297,500	336,900	362,400			455,700	508,900	560,000
	2	21	222,900	267,500	299,100	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	510,100	560,900
		22	224,700	268,700		340,400				459,000	511,500	
		23	226,300	269,900		342,200				460,600		
		24	227,800	271,000	303,700	344,000	369,700			462,400	514,500	
	2	25	229,600	272,000	305,200	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	515,600	
		26	230,900	273,100	307,000	347,900	373,400			465,300	516,700	
	2	27	232,100	273,900	308,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800	517,900	
	2	28	233,400	274,700	310,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	519,100	
	2	29	234,700	275,400	311,700	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300	520,100	
	3	30	235,900	276,000		355,500				470,000		
		31	237,100			357,300				470,700		
		32	238,100			359,200				471,400		
		33	239,400	277,900	317,600	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900	523,600	
		34	240,500	278,400		362,600				472,700		
		35	241,500	278,900	320,600	364,500	391,200			473,400	525,200	
		36	242,500	279,400	322,100	366,500	393,100			474,000	525,700	
	9	37	243,200	279,900	323,600	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300	526,400	
		38	244,000			370,500				474,900		
		39	244,900	281,600		372,400				475,400		
		10	245,700			374,400				475,900		
			_13,.00	202,000	525,250	5.1,100	555,550	122,100	111,000	1.5,000	323,100	

41	246,500	283,600	329,700	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400	528,900
42	247,300	284,700	331,000	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800	
43	248,000	285,600	332,200	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200	
44	248,700	286,700	333,500	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600	
45	249,400	287,600	334,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900	
46	249,900	288,300	335,700	385,800	405,200	429,300	451,100		
47	250,300	289,100	337,000	387,400	406,300	430,100	451,600		
48	250,700	289,700	338,200	389,000	407,400	430,900	452,100		
49	251,000	290,300	338,800	390,200	408,600	431,400	452,600		
50	251,300	291,200	340,000	391,200	409,400	431,800	452,900		
51	251,600	292,000	341,100	392,200	410,200	432,200	453,200		
52	251,800	292,400	342,200	393,200	410,800	432,500	453,600		
53	252,000	292,900	343,300	394,300	411,300	432,800	454,000		
54	252,300	293,400	344,400	395,400	412,000	433,200	454,200		
55	252,600	293,900	345,500	396,500	412,700	433,500	454,500		
56	252,800	294,300	346,600	397,600	413,300	433,800	454,700		
57	253,000	294,800	347,600	398,900	414,000	434,100	455,100		
58	253,300	295,500	348,700	399,700	414,400	434,400	455,300		
59	253,600	296,000	349,700	400,500	415,000	434,700	455,500		
60	253,800	296,600	350,700	401,100	415,600	435,000	455,700		
61	254,000	297,200	351,300	401,600	416,000	435,300	456,100		
62	254,300	297,700	352,100	402,300	416,600	435,600			
63	254,600	298,200	352,900	403,000	417,100	435,900			
64	254,800	298,500	353,700	403,700	417,600	436,200			
65	255,000	298,800	354,100	404,000	418,100	436,500			
66	255,300		354,600	404,700	418,700	436,800			
67	255,600		355,100	405,400	419,100	437,100			
68	255,800		355,600	405,900	419,600	437,400			
69	256,000		356,100	406,300	420,000	437,600			
70	256,300		356,800	406,800	420,300	437,900			
71	256,600		357,500	407,400	420,600	438,200			
72	256,800		358,100	407,900	420,900	438,400			
73	257,000		358,600	408,400	421,200	438,600			
74			359,100	408,800	421,500	438,900			
75			359,700	409,300	421,800	439,200			
76			360,300	409,800	422,100	439,500			
77			360,800	410,300	422,300	439,700			
78			361,300	410,800	422,600	440,000			
79			361,600	411,400	422,900	440,300			
80			362,000	411,900	423,100	440,600			
81			362,200	412,300	423,300	440,800			
82			362,700	412,900	423,600	441,100			
83			363,200	413,400	423,900	441,400			
84			363,700	413,600	424,100	441,700			
85			363,900	413,900	424,300	441,900			
86				414,400	424,600				
87				414,700	424,900				
88				415,000	425,100				

	89 90 91				415,300 415,700 416,100	425,600 425,900					
	92 93				416,500 416,800	ŕ					
定年前再			基 準 俸給月額		基 準 俸給月額		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額			基 準 俸給月額
任短間務員		206,700		円 280,400	円 306,200	円 320,300	円 343,900	円 379,200	円 410,900	円 453,100	円 522,800

- 備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定める ものに適用する。
  - (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

公安職俸給表

### イ 公安職俸給表(一)

職 員の 区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
) }	号 俸								俸給月額			
		円	円	円	円	円	円		円	円	円	F.
	1	188,100	204,100		265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000	459,900	523,100
	2	189,900	205,800		266,800	304,300	328,600	354,000		426,800	463,000	526,000
	3	191,800	207,600		268,200	306,000	330,600	356,200		428,700		529,100
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	469,000	532,200
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000	472,000	535,300
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600	475,000	537,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200		540,100
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700	481,100	542,500
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100	483,800	544,900
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800	486,900	546,700
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400	489,900	548,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	493,000	550,400
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	495,700	552,100
	14	210,900	229,400		281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	498,000	553,500
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	500,300	554,800
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	502,600	555,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	504,600	557,200
	18	218,900	236,000		285,800	332,700	358,500	384,900		452,200		558,200
	19	220,800	237,400		287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000		559,100
	20	222,700	238,800		288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700		560,000
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	510,100	560,900
	22	226,400	241,900		290,400	340,400	366,000	392,600		459,000	511,500	
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600	513,000	
	24	229,500	245,100		292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400	514,500	
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	515,600	
	26	232,800	248,300		295,100	347,900	373,400	400,100		465,300	516,700	
	27	234,100	249,900		296,700	349,800	375,400	402,100		466,800	517,900	
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	519,100	
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300	520,100	
	30	238,900	253,900		301,500		381,300	407,500		470,000		
	31	240,500	255,400		303,200	357,300	383,300	409,100		470,700	521,900	
	32	242,000	256,800		304,900	359,200	385,300	410,800		471,400		
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900	523,600	
	34	245,200	259,000		307,800	362,600	389,200	413,900		472,700		
	35	246,800	259,900	-	309,500	364,500	391,200	415,400		473,400		
	36	248,400	260,800		311,100	366,500	393,100	416,800		474,000		
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300	526,400	
	38	250,900	263,000		314,100	370,500	· ·	419,500		474,900		
	39	252,400	264,100		315,600			421,000		475,400		
	40	253,800	264,900		317,100					475,900		

	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400	528,900	
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800		
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200		
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600		
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900		
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	111,000		
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600			
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100			
		200,000										
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600			
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900			
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200			
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600			
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000			
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200			
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500			
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700			
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100			
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300			
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500			
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700			
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100			
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600				
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900				
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200				
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500				
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800				
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100				
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400				
<i></i>	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600				
定年 前再	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900				
任用	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200				
短時	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400				
間勤 務職	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600				
務職 員以	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900				
外の	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200				
職員	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500				
	77	906 000	202 600	207 000	271 200	410 200	400 000	490 700				
	77 78	286,000	303,600 305,000	327,000 328,700	371,300	410,300 410,800	422,300 422,600	439,700				
	78 79	287,100 288,100	305,000	328,700	372,500 373,700	410,800	422,600	440,000 440,300				
	79 80	288,700	306,200	330,300	374,800	411,400	422,900	440,300				
		•	501,500	551,900	514,000	411,900		440,000				
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800				
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100				
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400				
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700				
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900				
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	111,500				
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900					
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100					
	00		521,000	511,100	552,100	110,000	120,100					

ı	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	Ī	ĺ	1	ĺ
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600				
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900				
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100				
	32	300,100	525,400	545,100	504,500	410,500	120,100				
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300				
	94	302,300	325,900	351,900	385,300						
	95	303,400	327,200	353,400	385,900						
	96	304,700	328,500	354,800	386,400						
	97	305,800	329,700	356,100	386,800						
	98	307,000	331,000	357,300	387,200						
	99	308,200	332,200	358,400	387,800						
	100	309,400	333,400	359,600	388,300						
	101	310,500	334,800	360,700	388,700						
	102	311,500	335,700	361,800	389,200						
	103	312,500	336,700	362,900	389,800						
	104	313,500	337,800	364,000	390,300						
	105	314,300	338,900	365,200	390,600						
	106	314,900	340,000	365,700	391,000						
1	107	315,500	341,000	366,300	391,500						
	108	316,100	342,000	366,900	391,800						
	100	310,100	342,000	300,300	331,000						
	109	316,600	343,200	367,500	392,100						
	110	317,100	344,200	368,000	392,600						
	111	317,500	345,200	368,500	393,100						
	112	318,000	346,100	369,000	393,600						
	440	240.000	0.45	222 422	202.000						
	113	318,800	347,000	369,400	393,900						
	114	319,500	347,900	369,800	394,400						
	115	320,200	348,900	370,400	394,900						
	116	320,800	349,900	370,900	395,400						
	117	321,400	350,900	371,300	395,700						
	118	322,200	351,300	371,800	396,200						
	119	322,200	351,900	372,400	396,700						
	120	323,700	352,500	372,900	397,200						
	120	323,100	332,300	312,300	331,200						
	121	324,300	352,800	373,100	397,600						
	122	324,600	353,200	373,600	398,100						
	123	325,100	353,700	374,100	398,500						
1	124	325,600	354,100	374,500	399,000						
1											
	125	325,900	354,500	375,000	399,400						
	126		354,900	375,500							
1	127		355,400	376,000							
	128		355,800	376,500							
	129		356,200	376,800							
1	130		356,600	377,300							
	131		357,000	377,800							
1	131		357,400	377,800							
1	132		551,400	510,500							
	133		357,600	378,600							
1	134		358,100	379,100							
	135		358,500	379,500							
	136		358,800	379,900							
	1		,	,							

	137 138		359,100 359,500	380,700								
	139		360,000	381,200								
	140		360,500	381,700								
	141		360,800	382,000								
	142		361,300									
	143		361,800									
	144		362,300									
	145		362,600									
定年		基準		基準								
前再		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
任 用		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
短間務員		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	453,100	522,800

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

<sup>(</sup>二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

## 口 公安職俸給表(二)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
分分	号 俸	俸給月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	180,300	239,200	272,500	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000	459,900	523,100
	2	181,900	241,000	274,000	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800	463,000	526,000
	3	183,700	242,800	275,400	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700	466,000	529,100
	4	185,400	244,400	276,800	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	469,000	532,200
	5	187,100	246,200	278,200	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000	472,000	535,300
	6	189,000	248,000	279,800	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600	475,000	537,600
	7	190,900	249,700	281,400	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200	478,000	540,100
	8	193,000	251,400	282,700	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700	481,100	542,500
	9	195,000	252,700	283,700	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100	483,800	544,900
	10	197,000	254,200	285,100	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800	486,900	546,700
	11	199,000	255,700	286,400	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400	489,900	548,500
	12	201,100	257,100	287,700	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	493,000	550,400
	13	202,800	258,500	288,800	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	495,700	552,100
	14	204,700	259,600	289,900	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	498,000	553,500
	15	206,600	260,600	291,000	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	500,300	554,800
	16	208,400	261,600	292,100	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	502,600	555,900
	17	210,200	262,800	293,100	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	504,600	557,200
	18	213,600	264,100	294,500	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200	506,000	558,200
	19	216,900	265,300	296,000	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000	507,500	559,100
	20	219,900	266,300	297,500	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700	508,900	560,000
	21	222,900	267,500	299,100	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	510,100	560,900
	22	224,700	268,700	300,500	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000	511,500	
	23	226,300	269,900	302,100	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600	513,000	
	24	227,800	271,000	303,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400	514,500	
	25	229,600	272,000	305,200	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	515,600	
	26	230,900	273,300	307,000	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300	516,700	
	27	232,100	274,200	308,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800	517,900	
	28	233,400	275,300	310,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	519,100	
	29	234,700		311,700			405,700			*	
	30	235,900		313,200			407,500	434,200			
	31	237,100		314,700			409,100				
	32	238,100	278,800	316,200	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400	522,800	
	33	239,400		317,600	360,600	387,100	412,400	438,800			
	34	240,600		319,100	362,600		413,900	440,500			
	35	241,900		320,600	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400		
	36	243,100	281,600	322,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000	525,700	
	37	244,200	282,400	323,600	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300	526,400	
	38	245,300	283,400	325,200	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900	527,000	
	39	246,400	284,400	326,700	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400	527,800	
	40	247,400	285,400	328,200	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900	528,400	

	41	248,400	286,700	329,700	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400	528,900	
	42	249,100	287,900	331,100	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800		
	43	249,800	289,000	332,500	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200		
	44	250,500	290,000	334,100	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600		
								.=			
	45	251,400	291,100	335,500	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900		
	46	252,300	292,100	337,100	385,800	405,200	429,300	451,100			
	47	253,200	293,100	338,500	387,400	406,300	430,100	451,600			
定年	48	254,100	294,100	340,000	389,000	407,400	430,900	452,100			
前再	49	254,800	295,000	340,900	390,200	408,600	431,400	452,600			
任用 短時	50	255,500	296,200	342,400	391,200	409,400	431,800	452,900			
間勤	51	256,300	297,200	343,900	392,200	410,200	432,200	453,200			
務職	52	257,100	298,100	345,500	393,200	410,800	432,500	453,600			
員以											
外の 職員	53	257,500	299,100	346,900	394,300	411,300	432,800	454,000			
柳只	54	258,300	300,100	348,500	395,400	412,000	433,200	454,200			
	55	259,000	301,100	350,000	396,500	412,700	433,500	454,500			
	56	259,800	302,100	351,500	397,600	413,300	433,800	454,700			
	57	260,300	303,000	352,900	398,900	414,000	434,100	455,100			
	58	261,100	304,000	354,200	399,700	414,400	434,400	455,300			
	59	261,700	304,900	355,400	400,500	415,000	434,700	455,500			
	60	262,300	305,800	356,500	401,100	415,600	435,000	455,700			
	0.1				401.000						
	61	263,100	306,600	357,700	401,600	416,000	435,300	456,100			
	62	263,700	307,500	358,700	402,300	416,600	435,600				
	63	264,400	308,500	359,700	403,000	417,100	435,900				
	64	265,100	309,500	360,700	403,700	417,600	436,200				
	65	265,800	310,000	361,100	404,000	418,100	436,500				
	66	266,700	310,900	361,800	404,700	418,700	436,800				
	67	267,500	311,700	362,500	405,400	419,100	437,100				
	68	268,400	312,700	363,300	405,900	419,600	437,400				
	69	269,200	313,800	364,000	406,300	420,000	437,600				
	70	270,200	314,600	364,700	406,800	420,300	437,900				
	71	271,100	315,400	365,400	407,400	420,600	438,200				
	72	272,000	316,100	365,900	407,900	420,900	438,400				
	73	272,800	316,800	366,600	408,400	421,200	438,600				
	74	273,400	317,300	367,200	408,800	421,500	438,900				
	75	274,100	317,700	367,800	409,300	421,800	439,200				
	76	274,800	318,100	368,400	409,800	422,100	439,500				
	77	275,300	318,300	368,900	410,300	422,300	439,700				
	78	276,000	318,600	369,500	410,800	422,600	440,000				
	79	276,600	318,900	370,000	411,400	422,900	440,300				
	80	277,200	319,100	370,500	411,900	423,100	440,600				
	81	277,600	319,300	370,800	412,300	423,300	440,800				
	82	277,800	319,500	370,800	412,300	423,600	441,100				
	83	278,600	319,800	371,300	413,400	423,900	441,400				
	84	279,200	320,100	372,300	413,600	424,100	441,700				
	85	279,900	320,300	372,800	413,900	424,300	441,900				
	86	280,300	320,500	373,200	414,400	424,600					
	87	280,500	320,700	373,700	414,700	424,900					
	88	280,800	321,100	374,100	415,000	425,100					
ı	1	ı l	I	J	I	I	J	Į	I	l	ı J

		_							-	_	-
	89	281,100	321,300	374,300	415,300	425,300					
	90		321,500	374,600	415,700	425,600					
	91		321,700	375,100	416,100	425,900					
	92		322,000	375,400	416,500	426,100					
	93		322,300	375,600	416,800	426,300					
	94		322,500	376,000							
	95		322,800	376,500							
	96		323,100	376,800							
	97		323,400	377,000							
	98		323,600								
	99		323,900	377,900							
	100		324,200								
	101		324,500	378,500							
定年		基準								基準	
前再		俸給月額									
任 用		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
短時											
間勤		213,700	240,900	283,300	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	453,100	522,800
務職員		210,100	210,500	200,000	500,200	020,000	010,000	010,200	110,000	100,100	022,000
只											

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適 用する。

<sup>(</sup>二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

海 事 職 俸 給 表 イ 海事職俸給表(一)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分と	号 俸	俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700	490,400
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000	492,200
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300	494,000
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500	495,800
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700	497,500
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000	498,900
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300	500,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500	501,600
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200	502,800
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300	504,100
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400	505,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400	506,700
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100	508,000
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300	509,100
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400	510,200
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600	511,200
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700	512,200
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900	513,300
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100	514,500
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300	515,500
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300	516,500
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100	517,400
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800	518,300
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400	519,100
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800	519,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000	520,400
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200	521,000
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300	521,600
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300	522,200
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300	
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300	
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300	
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600	
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600	
	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500	
	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400	
	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300	
	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200	
	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100	
	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000	

_			_	_	_	_	_
	41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
	42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
	43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
	44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
	45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
	46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
	47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
定年	48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200
前再	49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
任用 短時	50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
間勤	51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
務職	52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
員以	02				410,000		431,000
外の 職員	53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
机具	54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
	55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
	56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
	57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
	58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	
	59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	
	60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	
	61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	
	62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
	63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
	64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
	65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
	66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
	67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100	
	68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400	
	69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600	
	70			371,300	423,300	450,900	
	71			371,700	423,900	451,200	
	72			372,000	424,500	451,400	
	73			372,400	425,000	451,600	
	74			372,400	425,600	131,000	
	75			373,000	426,100		
	76			373,300	426,700		
	77			373,600	427,200		
	78 70			374,100	427,800		
	79 80			374,600 375,000	428,500 429,100		
				515,000			
	81			375,400	429,400		
	82			375,800	430,000		
	83			376,300	430,600		
	84			376,800	431,200		
	85			377,200	431,600		
	86			377,700	432,100		
	87			378,100	432,800		
	88			378,500	433,500		

1 1	89	ĺ	Ī	379,000	433,700		]	I
	90			379,500	,			
	91			380,000				
	92			380,500				
	94			360,500				
	93			380,800				
	94			381,200				
	95			381,700				
	96			382,100				
	97			382,600				
	98			382,900				
	99			383,400				
	100			383,800				
	101			384,400				
定年前再		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
前再		俸給月額	俸給月額	俸給月額 	俸給月額	俸給月額	俸給月額	<b>俸給月額</b>
任用		円	円	円	円	円	円	円
短 時								
郎 ツ		221,300	251,300	280,700	321,500	350,400	397,000	465,100
任短間務員			-			•		
~								

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海 士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
分分	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700	331,600
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500	333,200
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400	334,500
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200	335,800
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900	336,800
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000	338,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000	339,200
	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000	340,300
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000	341,600
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000	342,700
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000	344,100
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000	345,300
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700	346,600
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600	347,900
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300	349,100
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100	350,400
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800	351,600
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400	352,600
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900	353,500
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400	354,400
	21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900	355,300
	22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400	356,800
	23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800	358,300
	24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200	359,600
	25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600	360,600
	26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100	362,000
	27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600	363,300
	28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100	364,500
	29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600	365,800
	30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100	367,100
	31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600	368,400
	32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100	369,800
	33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700	370,700
	34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200	371,700
	35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600	372,700
	36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000	373,700
	37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300	374,600
	38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700	375,600
	39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100	376,600
	40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500	377,500

	41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900	378,400
	42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600	379,400
	43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200	380,300
	44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800	381,200
	45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400	382,100
	46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100	382,900
	47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800	383,800
	48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500	384,600
	49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000	385,400
	50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400	386,400
	51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800	387,200
	52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200	387,900
1	53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500	388,700
定年	54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900	389,500
前再 任用	55	244,000	275,900	312,000	326,000	340,500	390,200
短時	56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100	390,900
間勤 務職	57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400	391,800
員以	58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900	392,600
外の	59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400	393,400
職員	60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800	394,100
	61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000	394,600
	62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400	395,300
	63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700	395,900
	64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100	396,600
	65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300	397,200
	66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700	397,700
	67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100	398,100
	68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500	398,500
	69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900	399,200
	70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300	
	71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600	
	72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100	
	73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600	
	74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100	
	75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600	
	76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800	
	77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100	
	78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500	
	79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900	
	80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300	
	81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700	
	82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000	
	83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
	84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
	85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
	86		294,200	327,500	336,300	352,500	
	87		294,500	327,700	336,600	352,900	
	88		294,700	327,900	336,900	353,300	
_		=	•	•	•	·	<del>-</del>

定前任短間務員年再用時勤職		216,100	230,600	232,600	254,700	283,200	313,100
任 用短 時		円	円	円	円	円	円
定年前再		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	113	l li	th are	334,200	I I will	l li Mi	II. Sir
	112			334,000			
	111			333,700			
	110			333,400			
	109			333,200	342,800		
	108			332,900	342,500		
	107			332,600	342,300		
	106		,	332,400	342,100		
	105		298,900	332,200	341,700		
	104		298,600	331,800	341,500		
	103		298,400	331,600	341,200		
	102		298,200	331,400	340,900		
	101		297,900	331,200	340,600		
	100		297,600	331,000	340,400		
	99		297,300	330,700	340,100		
	98		297,100	330,500	339,800		
	97		296,900	330,200	339,500		
	96		296,700	330,000	339,200		
	95		296,500	329,700	339,000		
	94		296,200	329,400	338,700		
	93		295,900	329,200	338,500		
	92		295,700	329,000	338,100		
	91		295,400	328,700	337,700		
	90		294,900 295,100	328,200 328,500	337,100 337,400	353,700	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(-)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表 イ 教育職俸給表(一)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分分	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
	2	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
	3	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
	4	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
	5	241,700	300,300	347,400	418,600	
	6	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
	7	245,100	304,700	352,300	423,200	
	8	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
	9	249,000	309,200	357,200	427,200	
	10	251,300	311,600	359,800	429,700	
	11	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
	12	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
	13	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
	14	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
	15	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
	16	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
	17	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
	18	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
	19	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
	20	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
	21	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
	22	280,200	335,500	384,700	455,400	
	23	282,700	337,600	385,900	457,800	
	24	285,100	339,800	387,100	460,100	
	25	287,500	341,600	388,200	462,100	
	26	290,000	343,500	389,900	464,200	
	27	292,400	345,600	391,600	466,300	
	28	294,900	347,700	393,300	468,400	
	29	297,300	349,600	395,000	470,400	
	30	299,600	351,500	396,600	472,700	
	31	301,800	353,300	398,000	474,900	
	32	304,000	355,000	399,300	476,800	
	33	306,200	356,900	400,900	478,700	
	34	308,400	358,500	402,500	480,800	
	35	310,900	360,000	404,000	483,000	
	36	313,100	361,400	405,700	485,000	
	37	315,400	362,800	406,800	487,100	
	38	316,700	364,800	408,300	489,100	
	39	318,300	366,700	409,800	491,000	
	40	319,700	368,400	411,000	492,900	
						l

	41	321,100	370,100	411,900	494,900	
	42	321,500	371,900	413,500	496,800	
	43	321,900	373,500	415,000	498,500	
	44	322,300	374,900	416,600	500,400	
	45	322,900	376,600	417,900	502,300	
	46	323,400	378,300	419,400	504,100	
	47	324,200	379,800	420,800	505,900	
	48	325,000	381,300	422,300	507,700	
	49	325,600	382,800	423,600	509,400	
	50	326,300	384,400	424,800	511,100	
	51	327,000	385,900	426,100	512,900	
	52	327,700	387,500	427,300	514,800	
	53	328,700	388,600	428,000	516,300	
	54	329,400	390,100	428,900	517,900	
	55	329,800	391,500	429,800	519,600	
	56	330,400	393,100	430,700	521,200	
	57	330,800	394,400	431,500	522,800	
	58	331,500	395,800	432,400	524,100	
	59	332,200	397,100	433,300	525,400	
	60	332,800	398,400	434,100	526,600	
	61	333,500	399,600	434,800	527,800	
定年	62	334,400	401,000	435,700	528,800	
前再 任用	63	335,300	402,400	436,700	529,800	
短時	64	336,100	403,800	437,600	530,800	
間勤 務職	65	336,800	404,800	438,500	531,400	
員以	66	337,800	405,900	439,400	532,300	
外の	67	338,500	406,900	440,400	533,200	
職員	68	339,500	408,000	441,300	534,100	
	69	340,100	408,900	442,300	535,000	
	70	341,000	409,700	443,300	535,800	
	71	341,900	410,500	444,200	536,500	
	72	342,800	411,200	445,200	537,000	
	73	343,100	411,900	446,200	537,700	
	74	344,100	412,800	447,100	538,200	
	75	345,100	413,600	448,000	539,000	
	76	346,100	414,300	449,000	539,600	
	77	347,100	414,900	449,800	540,100	
	78	348,000	415,300	450,300		
	79	348,900	415,600	451,000		
	80	349,800	415,900	451,600		
	81	350,700	416,200	452,400		
	82	351,600	416,500	453,100		
	83	352,500	416,700	453,400		
	84	353,400	417,000	454,000		
	85	354,000	417,200	454,400		
	86	354,600	417,500	454,700		
	87	355,200	417,800	455,000		
	88	355,800	418,100	455,300		
I	I	į į				

116 117	368,200			
111 112 113 114 115 116	366,100 366,500 366,900 367,300 367,800 368,200			
105 106 107 108 109 110	363,300 363,700 364,200 364,700 365,100 365,600	422,500		
101 102 103 104	361,600 362,100 362,400 362,800	421,500 421,800 422,100 422,300		
95 96 97 98 99	358,800 359,200 359,800 360,300 360,700 361,200	420,000 420,300 420,500 420,800 421,100 421,300		
90 91 92 93 94	356,300 356,700 357,100 357,500 357,900 358,300	418,300 418,600 418,900 419,200 419,400 419,700	455,600	

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 口 教育職俸給表(二)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級
の区分	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	201,700	234,600	290,700
	2	204,200	236,700	293,300
	3	206,900	238,600	295,700
	4	209,500	240,500	298,000
	5	212,300	242,400	300,300
	6	215,100	244,100	302,600
	7	217,900	245,700	304,900
	8	220,700	247,300	307,100
	9	223,500	249,300	309,200
	10	226,000	251,600	311,700
	11	228,600	253,900	314,100
	12	230,900	255,900	316,500
	13	233,100	257,900	318,700
	14	234,700	260,200	320,700
	15	236,400	262,400	322,700
	16	237,900	264,600	324,400
	17	239,600	266,700	326,600
	18	240,900	269,500	328,800
	19	242,100	272,300	331,000
	20	243,300	275,000	333,200
	21	245,000	277,600	335,100
	22	246,800	280,200	337,600
	23	248,600	282,700	339,900
	24	250,300	285,100	342,500
	25	251,900	287,500	344,900
	26	253,700	290,000	347,400
	27	255,600	292,400	350,000
	28	257,400	294,900	352,600
	29	259,000	297,300	354,900
	30	260,600	299,400	357,200
	31	262,200	301,400	359,400
	32	263,800	303,400	361,600
	33	265,400	305,200	363,800
	34	267,000	307,300	365,500
	35	268,500	309,400	366,900
	36	269,800	311,300	368,300
	37	270,800	313,100	370,000
	38	272,200	314,700	372,100
	39	273,600	316,200	374,100
	40	275,000	317,600	376,100

	41	276,300	318,800	378,100
	42	277,400	320,700	380,000
	43	278,300	322,300	381,800
	44	279,100	324,300	383,600
	45	280,000	326,000	385,100
	46	280,800	327,900	386,800
	47	281,400	330,000	388,600
	48	282,100	332,000	390,500
	49	282,800	334,000	391,400
	50	283,300	336,100	393,100
	51	283,700	338,100	394,700
	52	284,200	340,100	396,300
	53	284,700	342,100	397,300
	54	285,200	343,300	398,900
	55	285,700	344,500	400,400
	56	286,200	345,700	402,100
	57	286,700	347,100	403,400
	58	287,600	348,900	405,000
	59	288,500	350,600	406,600
	60	289,500	352,300	408,100
	61	290,400	353,900	409,300
	62	291,600	355,600	410,900
	63	292,600	357,200	412,400
	64	293,600	358,800	413,900
	65	294,500	360,500	415,300
	66	295,400	362,200	416,200
	67	296,300	363,900	417,100
定年 前再	68	297,300	365,400	418,000
刊 任用	69	298,000	366,900	418,900
短時	70	298,700	368,600	419,900
間勤	71	299,400	370,200	420,900
務職 員以	72	300,100	371,800	421,700
外の 職員	73	300,800	373,100	422,400
娰貝	74	301,700	374,700	423,200
	75	302,600	376,100	424,100
	76	303,400	377,700	425,000
	77	304,100	379,300	426,000
	78	304,900	381,000	427,000
	79	305,700	382,500	427,900
	80	306,500	384,100	428,800
	81	307,200	385,500	429,500
	82	308,000	386,900	430,400
	83	308,800	388,400	431,300
	84	309,600	389,900	432,100
	85	310,000	390,900	433,000
	86	310,700	392,200	433,800
	87	311,400	393,600	434,600
	88	312,300	395,000	435,500
		- ·		

Ī	89	313,200	396,100	436,200
	90	314,000	397,200	436,700
	91	314,700		
	92		398,200	437,300
	92	315,400	399,300	437,700
	93	316,000	400,100	438,200
	94	316,700	401,200	438,700
	95	317,300	402,300	439,100
	96	317,900	403,200	439,500
	97	318,300	404,100	439,700
	98	318,700	405,000	440,100
	99	319,100	405,900	440,400
	100	319,400	406,800	440,700
	101	319,700	407,600	441,000
	102	320,000	408,600	111,000
	103	320,300	409,600	
	104	320,600	410,600	
	105	321,000	411,200	
	106	321,500	411,900	
	107	322,000	412,600	
	108	322,400	413,200	
	109	322,800	413,700	
	110	323,300	414,100	
	111	323,700	414,400	
	112	324,200	414,700	
	113	324,500	414,900	
	114	325,000	415,200	
	115	325,400	415,500	
	116	325,800	415,800	
	117	326,100	416,000	
	118	326,500	416,300	
	119	327,000	416,600	
	120	327,500	416,800	
	121	327,700	417,000	
	122	328,100	417,300	
	123	328,600	417,600	
	124	328,900	417,800	
	125	329,100	418,000	
	126	329,400		
1	127	329,900		
	128	330,300		
	129	330,500		
	130	330,900		
	131	331,400		
	132	331,800		
	133	332,000		
	134	332,400		
	135	332,900		
	136	333,200		

	137 138 139	333,500 333,900 334,300		
	140 141	334,700 335,100		
定年前再		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
任用短時		H.	円	Н
間務員		248,600	294,200	311,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

研究職俸給表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
の区分	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
	-	,.,,		,_	,	,_	

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
定年	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
前再 任用	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
短時	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
間勤 務職	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
員以	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
外の	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
職員	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
1 1		1	I		I	I

	89	282,800	331,800	398,500			
	90	283,900	332,300	,			
	91	284,900	332,800				
	92	285,900	333,200				
	93	286,800	333,500				
	94	287,700	333,900				
	95	288,700	334,300				
	96	289,600	334,700				
	97	289,900	335,200				
	98	290,800	335,700				
	99	291,500	336,200				
	100	292,400	336,700				
	101	293,300	337,200				
	102	293,900	337,700				
	103	294,600	338,200				
	104	295,300	338,700				
	105	295,800	339,100				
	106	296,300	339,500				
	107	296,800	340,000				
	108	297,200	340,400				
	109	297,400	340,900				
	110	297,800	341,300				
	111	298,100	341,800				
	112	298,300	342,200				
	113	298,600	342,700				
	114	298,900	343,100				
	115	299,200	343,600				
	116	299,500	344,000				
	117	299,800	344,500				
	118	300,100	344,900				
	119	300,300	345,300				
	120	300,600	345,700				
	121	300,900	346,100				
定前任短間務員年再用時勤職		基 準 俸給月額					
任用		円	円	円	円	円	円
短時							
利   割		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700	524,500
員							

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員 で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表(一)

戦 員 ) 区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
) <u>区</u> }	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,10
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,20
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,30
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,40
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,3
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,7
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,1
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,5
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,7
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,2
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,7
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,2
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,7
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,8
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,9
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,8
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,0
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,0
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,0
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,0
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,0
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
		374,000 376,000				
	40	370,000	437,200	490,700	548,300	

1 1	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
定年	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
前再	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
任用	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
短時 間勤	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
務職	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
員以	10	304,000	451,200	501,100	550,100	
外の	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
職員	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	
	52	387,700	457,900	509,500	561,800	
	53	388,500	459,800	510,500	562,600	
	54	389,300	461,000	511,800	563,500	
	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
	56	390,700	463,400	514,400	565,300	
		001 400				
	57 50	391,400	464,400	515,400	566,200	
	58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	393,000	466,300	517,000	568,000	
	60	393,600	467,100	517,800	568,700	
	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66	555,100	471,300	523,000	313,200	
	67		471,900	523,700		
	68		472,500	524,600		
			472,500	324,000		
	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
1						

	89		483,800	542,700		
	90		484,400	·		
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年 前再		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
任用短時		円	円	円	円	円
短間務員		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

## 口 医療職俸給表(二)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
分と	号 俸	俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	

	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
		,						,	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
定年	54	232,100	266,500	301,300	329,300	370,100	404,000	110,100	
前再	55			302,700					
任用		233,500	267,600		330,300	371,800	404,300		
短時	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
間勤 務職	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
員以	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
外の	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
職員	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
	04	230,000	210,100	515,700	550,400		401,000		
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78 70	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
	86	]	290,700	326,500	347,300				
	87	]	290,900	326,700	347,600				
	88		291,100	327,000	347,900				
i		i I	l	l			I		

間務員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900
定前任短間在年再用時勤問		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
定年		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	113			334,600					
	112			334,400					
	111			334,000					
	109 110			333,200 333,600					
	108			333,000					
	107			332,800					
	106		·	332,400	·				
	105		295,500	332,200	354,300				
	104		295,200	332,000	353,800				
	103		294,900	331,800	353,400				
	102		294,700	331,400	353,000				
	101		294,500	331,100	352,600				
	100		294,200	330,900	352,100				
	99		293,700	330,600	351,700				
	97 98		293,500 293,700	330,000 330,300	350,900 351,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	95 oc		292,900	329,500	350,300				
	94		292,700	329,100	350,000				
	93		292,500	328,900	349,700				
	92		292,100	328,600	349,300				
	91		291,900	328,200	349,000				
	90		291,700	327,800	348,600				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適 用する。

## ハ 医療職俸給表(三)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分分	号 俸	俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85 oc	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	Ì
90	280,400	311,500	346,600	365,600	392,400	
					392,400	
91 92	281,200 282,000	313,900 315,000	347,400 348,200	366,200 366,700	392,900	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
133	300,700	331,200				
134	301,400	332,000				
136	301,400	332,400				
190	301,700	332,400				Ī

	137 138 139	301,900 302,200 302,600	332,700 333,100 333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600			II. M	11: 34	11: 34	11.
定前任短間務員年再用時勤職		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
任用		円	円	円	円	円	円	円
型明勤		000 100	050 400	000.000	070 000	000 100	007.000	971 000
務職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800
~								

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規 則で定めるものに適用する。

福祉職俸給表

職員の区	職務の級		2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
分と	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円		円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300		368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500		374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700		294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500		384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	l					l	l

I		41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
		42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
		43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
		44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
		45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
		46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
		47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
		48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
		49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
		50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
		51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
		52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
		53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
		54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
		55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
		56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
		57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
		58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
		59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
		60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
		61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
		62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
		63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
		64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
		65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
		66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
		67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
		68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
		69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
		70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
		71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
		72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
		73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	定年	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	前再 任用	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	短時	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	間勤 務職	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
	員以	78	254,800	317,400	342,400	387,100		
	外の	79	255,700	318,000	342,900	387,600		
	職員	80	256,300	318,600	343,300	388,200		
		81	257,000	318,900	343,500	388,700		
		82	257,500	319,200	343,800	389,100		
		83	258,100	319,800	344,300	389,500		
		84	258,700	320,100	344,700	389,900		
		85	259,300	320,400	345,000	390,100		
		86	260,100	320,700	345,300	390,300		
		87	260,800	321,000	345,800	390,600		
		88	261,500	321,300	346,200	390,900		
	I			ļ	ı İ	i I		

1	89	262,000	321,700	346,500	391,100	l	ı
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
	91	263,600	322,400	347,300	391,700		
	92	264,300	322,400		391,700 391,900		
	92	204,300	322,000	347,500	391,900		
	93	264,700	323,100	347,800	392,100		
	94	265,200	323,500				
	95	265,700	323,700				
	96	266,400	324,100				
	97	267,100	324,500				
	98	267,800	324,900				
	99	268,500	325,300				
	100	269,200	325,600				
	101	269,600	325,800				
	102	270,100	326,100				
	103	270,500	326,400				
	104	270,900	326,700				
	105	271,100	327,100				
	106	271,300	327,300				
	107	271,600	327,600				
	108	271,900	328,000				
	109	272,200	328,400				
	110	272,500	328,700				
	111	272,800	329,100				
	111	273,000	329,400				
	112	213,000	329,400				
	113	273,300	329,700				
	114	273,600	330,100				
	115	273,900	330,400				
	116	274,300	330,600				
	117	274,600	330,800				
	118	274,900	331,100				
	119	275,300	331,500				
	120	275,700	331,900				
	121	275,900	332,100				
	122	276,100					
	123	276,500					
	124	276,800					
	125	277,000					
	126	277,300					
	127	277,700					
	128	278,100					
	120	279 200					
	129 130	278,300					
		278,700					
	131	279,100					
	132	279,400					
	133	279,600					
	134	279,900					
	135	280,300					
	136	280,600					
							1

定前任短間務員年再用時勤職		基 準 俸給月額 円 202,500	基 準 俸給月額 円 242,000	基 準 俸給月額 円 256,300	基 準 俸給月額 円 289,400	基 準 俸給月額 円 316,200	基 準 俸給月額 円 358,000
	153	285,100		-the Sut-	-th out	dda Mr.	-th Nr.
	152	284,800					
	151	284,600					
	150	284,300					
	149	284,100					
	148	283,800					
	147	283,500					
	146	283,200					
	145	283,000					
	144	282,600					
	143	282,300					
	142	282,100					
	141	281,900					
	140	281,700					
	139	281,400					
	138	281,100					
	137	280,800					

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門スタッフ職俸給表

職員の区分	号 俸				4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	332, 900	430, 900	482, 900	617, 500
	2	334, 900	435, 300	488, 500	654, 100
	3	336, 800	439, 300	494, 000	690, 700
	4	338, 600	443, 200	499, 400	
	5	340, 400	446, 900	504, 700	
	6	342, 300	450, 700	509, 900	
	7	344, 100	454, 000	515, 000	
	8	345, 900	457, 300	519, 700	
	9	347, 800	460, 600	523, 100	
	10	349, 600	463, 900	525, 900	
	11	351, 400	466, 800	528, 700	
	12	353, 300	469, 500	531, 200	
	13	355, 200	471, 900	533, 300	
	14	357, 000	474, 200	535, 300	
	15	358, 800	476, 100	537, 000	
	16	360, 600	477, 800	538, 800	
	17	362, 200	479, 100	540, 400	
	18	364, 000	480, 400	541, 800	
	19	365, 700	481, 300	542, 800	
	20	367, 400	482, 200	544, 000	
	21	369, 200	483, 000	544, 900	
	22	371, 100	483, 800		
	23	372, 900	484, 000		
	24	374, 700			
	25	376, 200			
	26	377, 900			
	27	379, 700			
	28	381, 400			
	29	382, 800			
	30	384, 400			
	31	386, 100			
	32	387, 600			
	33	389, 300			
l l	34	390, 600			
定年	35	391, 900			
前再 任用	36	393, 200			
短時 間勤	37	394, 500			
商勤 務職	38	395, 600			
員以	39	396, 700			
外の 職員	40	397, 600			

	41 42	398, 600 399, 600			
	43 44	400, 600 401, 500			
	45 46	402, 300			
	47	402, 700			
	48	403, 100 403, 400			
	49	403, 700			
	50	404, 000			
	51	404, 300			
	52	404, 600			
	53	404, 900			
	54	405, 200			
	55 56	405, 500			
	96	405, 800			
	57	406, 100			
	58	406, 400			
	59	406, 700			
	60	407, 000			
	61	407, 200			
	62	407, 500			
	63	407, 800			
	64	408, 100			
	65	408, 300			
	66	408, 600			
	67	408, 900			
	68	409, 100			
	69	409, 300			
	70	409, 600			
	71	409, 900			
	72	410, 100			
	73	410, 300			
	74	410, 600			
	75	410, 900			
	76	411, 100			
	77	411, 300			
定前任短間務員年再用時勤職		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
削 再 任 用		(学和月領 円)	一样相月領 円		一
短時					
間 勤		325, 500	427, 000	481,800	617, 400
員		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	,	ŕ
<u> </u>					

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所 の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員 で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別記第2

第6条第1項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第6条第2項の俸給表

俸 給 月 額		
円		
336,000		
371,000		
398,000		

## 別記第3

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000